

# 三井元方についての覚書

——明治中期における三井家共有財産の存在形態——

岩崎宏之

はじめに

## 一 三井元方の成立

- 1 明治二六年一月における「新」三井組の発足
- 2 明治二五年下半季大元方勘定目録と「処分勘定」
- 3 三井元方の成立

## 二 三井元方における三井家共有財産の管理

- 1 三井家諸事業への出資形式
- 2 三井元方の資産と負債（明治二六年——二七年）
- 3 地所部・工業部の設立と三井呉服店改革

- 4 三井元方の資産・負債と財産額（明治二七年——三〇年）
- 5 三井元方の資産と負債（明治三一年——三三年）

## 三 明治三一年の組織変更問題をめぐって

- 1 三井商店理事会設立の背景
  - 2 合名会社契約改訂の諸案について
- おわりに

はじめに

この小稿では、明治中期における三井家共有財産の存在形態をめぐって、若干の検討を試みたいと考えている。筆者は、旧稿「明治期における三井家大元方制度の構造とその機能」（本誌第六号所収）、「三井家同族会の成立過程」（本誌

第七号所収)によつて、明治期における三井家政改革の展開をあとづけ、三井家の同族財産共有制の再編成過程について検討を加えた。三井家においては、明治維新以後数次にわたつて改革が実施されているが、ことに明治二三年に着手された改革は、三井家の家制と事業経営のうえに重要な意味を持っていた。これは同年の民法・商法の公布に触発され、次第に整備される近代法体系に適合させるべく家制と事業組織の再編成を図つたものであったが、同時に明治二〇年代に入つてからの日本資本主義の発展にともなう資本蓄積基盤の変化に対応するためのものでもあった。この改革の過程で三井家は、これまで三井家の資産からは一応分離されていた三井物産会社・三越呉服店を三井家の事業として、回収<sup>レ</sup>するとともに、物産家(物産会社社主三井養之助・三井武之助)・三越家(三越得右衛門)を三井家の連家に加えた。また三井鉱山合資会社を新設して銀行・物産・鉱山・呉服店四社からなる多角的事業体制を再編成し、明治二六年にはこれら四事業を合名会社組織とするとともに、三井家の最高意志決定機関である三井家同族会を設立した。そして明治三三年三井家憲を実施して、三井家の同族財産共有制を確固たるものとしたのであった。

ところで、この一連の三井家政改革における重要な論点のひとつは、三井家の共同財産を所有し、これを管理運用する機関をどのようなものとするかという問題であった。三井家憲草案について意見を求められたロイスレルは、「三井家ノ共有財産ハ現在及過去ニ於テ決シテ家族一個人ノ私有ニ非ス、反テ純然タル意義ニ於テ族産」であるとし、「此ノ財産ハ三井家力數百年ノ慣習ト其ノ始祖力創定シタル適當ナル組織トヲ以テ結構セル特別ノ団体トシテ所有スル一家全体ノ財産ナルカ如シ、即チ此ノ關係ニ於テ三井家ハ会社若ハ組合ノ間ニ在ル一種ノ団体ナリ」といつている。<sup>(1)</sup>しかし、江戸時代に「家」そのものの財産であった三井家の家産も、新たな法のもとでは家長個人の所有物とされ、非分割の原則を貫いて共有制を維持するためには、所有と管理運用のシステムがあらためて問題となつたのである。

三井家の共有財産は、江戸時代以来大元方において管理されてきた。明治期になつても、その内容において若干の變

動はあったが、共有財産を實質的に管理してきたものは三井組大元方であった。三井家の場合、財産共有制の実態にあわせてこれを管理運用するには、三井組大元方を法人としてこれに所有させることが適切な方法と考えられたのであった。すでに改革の発端となった明治二三年一月の三井家首脳部の会議では、三井家の事業経営全般にわたる改革の一環として、三井組大元方を改組して新たに合名会社組織によって三井組を設立する方針が定められていた。<sup>(2)</sup>しかし、この三井組を法人化する問題は、その後の改革の過程でしばしば検討が重ねられながら難航した。三井家共有財産の所有主体を法人化する問題が解決するのは、明治四二年の三井合名会社の設立によってである。

さて、明治三三年三井家憲が制定され、三井家共有財産については、家憲第八章財産の章ならびに家憲付属規則である「準備積立金及予備積立金其他ノ共同財産ニ関スル規則」、「財産分与規則」などによって詳細な規定がなされた。<sup>(3)</sup>三井家憲によれば、三井家の財産は「營業資産」、「共同財産」および同族各家の「家産」の三種に区分される。營業資産とは「各營業店ノ設立契約ニ依ルヘキ持分及ヒ此家憲又ハ同族会ノ決議ニ依リ營業準備金トシテ定ムルモノ」で、傘下各事業への資本金のほか、事業拡大にあてるために三井家同族会に積立てられた營業資金である。共同財産は「同族各家災厄ノ救助及ヒ同族共同ノ負担ニ屬スヘキ使用並ニ營業資産増加ノ準備ニ充ツルモノ」で、同族予備積立金と「其他ノ共同財産」の二種からなる。三井家財産のうち各家において自ら処分しうる各家家産を除いたすべての財産は、三井家の同族の共有財産として、三井家同族会の管理下におかれた。しかし、この三井家共有財産の具体的な管理運用の実態は、資料面での制約もあって必ずしも明らかにはない。本稿では、三井家憲制定の時期における三井家共有財産の状況を、その管理機関である三井元方の機能の検討を通して明らかにしたいと考えている。三井元方とは、明治二六年一月三井家同族会設立の際従来の三井組を改称したもので、明治三三年七月三井家憲制定後は三井家同族会事務局と改められた。したがって、この三井元方が存続した時期は僅々八年ほどの短期間にすぎないが、重要な改革が相

次いで実施された時期であり、多くの問題を含んでいるのである。まず本稿の扱う時期における三井家経営組織上の主なる変化を年表として掲出しておこう。

明治二十三年二月 三井家政改革の議おこる。

二四年二月 三井家仮評議会設立。

二五年四月 三井鉾山合資会社設立。

二六年一月 三井組の組織を変更、三井組重役会発足。

二六年七月 三井銀行・三井物産・三井鉾山三社を合名会社組織に変更する。

二六年九月 三井呉服店を合名会社組織とする。

二六年十一月 三井家同族会設立、三井組を三井元方と改称。

二七年一〇月 三井地所部・三井工業部を新設して三井元方の所属とする。三井元方の組織を変更、また三井家監査役の制度を設ける。

二八年八月 三井呉服店改革実施、合名会社組織のまま三井元方の管理下におく。

二九年九月 三井商店理事会設立。

三一年一月 三井四合名会社の社員契約を改訂、各社の出資形態を変更。地所部・工業部ならびに三井家監査役制度を廃止する。

三三年七月 三井家憲制定、三井家同族会事務局設立、三井商店理事会を三井営業店重役会に改組する。

(1) 「ロイスレル氏意見書」(三井文庫所蔵史料 追六八六一二、『三井事業史 資料篇三』一七一ページ)。

(2) 拙稿「三井家同族会の成立過程」(『三井文庫論叢』第七号)九ページ。

(3) 三井家憲ならびにその関連規則は、『三井事業史 資料篇三』に収録されている。

## 一 三井元方の成立

### 1 明治二六年一月における「新」三井組の発足

最初に、三井家共有財産の管理機関としての三井元方の成立事情と、その機構的な変遷について述べておこう。

明治維新後、三井家の事業は、新設された東京大元方と為換座三井組を軸に再編成されたが、明治九年七月三井銀行の設立をみた。三井銀行は従来の三井組の営業をそのまま継承したが、旧三井組の組織のうち非営業部門ともいべき部分は、(旧)三井組大元方の名称で存続した。周知のごとく、三井銀行の株金(資本金)は二〇〇万円で、内一〇〇万円(一万株)が三井組大元方名義、五〇万円(五〇〇〇株)が三井家同族の名義であり、残りがひろく三井組の使用人から募られた。すなわち三井組大元方は二分の一、三井家同族は四分の一の出資者であったが、この出資には次のような操作が行われていた。<sup>(1)</sup>

三井銀行を設立した際、三井組大元方に残された資産は、ほぼ一〇〇万円に相当する非営業用の土地・家屋であったが、大元方はこれを抵当として三井銀行から一〇〇万円を借入れ、三井銀行株金の払込みに充てた。三井銀行は、官公金取扱いのための抵当物として、この不動産を政府に提出している。また三井家同族名義の株金五〇万円は「大元方より三井氏同苗中江割与<sup>(2)</sup>」したもので、この払込資金は三井銀行からの借入金によってまかなわれた。そしてこれらの借入金は、大元方名義株一〇〇万円に対する利益配当金をもって漸次償却するが、同族名義株のための借入金も大元方が三井氏同苗中に代って大元方名義株一〇〇万円の利益の中から返済する。この分の株金にたいする利益配当は貸付の利子とみなして銀行がとり、同族へは渡さない。このため三井銀行借入金の返済が完了するまでの期間は、大元方は同族

にたいして年間の生計費として定額金<sup>11</sup>賄料を支給し、以後は各家の持株数に応じた銀行純益金の配当にきりかえられる。これにたいして大元方名義の株金一〇〇万円は「銀行と旧三井組との間に生したる物にして、三井氏挙族之共有物にあらず、故に同苗中之勝手を以て其一部たり共随意に引込み或ハ其株券を質入にして私用ニ行使する等の事を禁す」とされ、この株金から生ずる純益金はすべて純益積立金として三井組大元方に積立てられたのである。このように、三井銀行創立以後、三井組大元方の資産一〇〇万円をもとにした資金の蓄積が開始されるが、ここでは三井組大元方の資産と三井家の財産とが厳しく分離されていることが注目されるのである。明治初年の三井家政改革を推進した三野村利左衛門によれば、三井組の資産は三井家一族のみの所有物ではなく「主從持合ノ身代」であり、三井家から独立した法人といったようなものの運用が考えられていたのであった。

しかし、三野村のこのような意図は、彼の死歿を契機に大きく修正された。この反動は、明治一〇年二月に三野村が病歿すると間もなくはじまった。三井家の同族側からは、同族の主導性を回復する要求が出され、ことに三井組の資産については、明治九年三井銀行創立の際の盟約書を改訂して「三井組大元方之資財ハ三井氏一族ノ共有物ニシテ、又同苗中各己ノ私物ニアラス」と改められたのであった。そして明治一〇年代に入ってからの大元方への資金蓄積が増大するにつれて、これをふまえた三井家同族の新たな財産共有制への模索が続けられた。三井銀行の利益は三井組に吸収されて蓄積され、漸次借入金<sup>12</sup>の償却が行われたが、これを完了した明治一九年当時、三井家<sup>13</sup>三井組の財産額はほぼ二五〇万円に達している。すなわち、さきに三井銀行に抵当に入れた一〇〇万円分の抵当物を回収し、さらに一五〇万円の三井銀行株式を所有するにいたったのである。

民法・商法の施行に対処すべく明治二三年にはじまった三井家政改革のなかでは、三井家の事業体制の再編成とともに、三井家共有財産の管理方法、とりわけ三井組大元方の改組問題がとりあげられた。この際、三井家に大きな影響を

与えたものはロイスレルの見解であった。ロイスレルは、三井家共有財産を所有・管理する機関として新たに三井組を民事会社による法人とすることを提唱した。<sup>(7)</sup>すなわち、三井組を合資会社として出資者の有限責任制をとるためには、三井組が傘下事業へ直接出資するのではなく、三井組からいったん同族各家へ出資金を貸付け、それを各同族が出資する形態をとることをすすめ、さらにこの三井組を純粹の民事会社とするために、同族会議を三井組から分離してこの同族会議をして三井組ならびに傘下各事業の全体を支配せしめることを示唆したのである。この提案をふまえて、また沢栄一、穂積陳重、岡山兼吉等の協力によって、この問題の論議は、主として三井家仮評議会において検討が重ねられた。その詳細はすでに旧稿<sup>(8)</sup>において明らかにしたが、三井組の改組問題については明治二五年一月二月「大元方寄会仮規則」、「三井組内規」、「三井組重役会内規」、「三井組積立金支出法」、「同族各家歳費會計監督法」の各規則が制定されてひとまず落着した。<sup>(9)</sup>新規則は明治二六年一月一日より施行され、ここに「新」三井組が成立したのである。

三井組内規によれば「三井組ハ三井同族ノ共同財産ヲ保管シ且ツ確実ニ其利益ヲ取得スルコトヲ務メ、又三井同族各家ノ余資ヲ保管預リスル」ことを目的とする。すなわち三井組は従来の三井組大元方が有していた機能のうち、同族による合議機関としての大元方寄会を分離し、この寄会の監督のもとで実際の事務を処理するための機関であり、総長、参事、理事の重役によって運営される。明治二六年一月四日任命された三井組の新役員は三井八郎右衛門を総長として、参事三井元之助・三井源右衛門・三井八郎次郎・中井三平（兼理事心得）・西邑帛四郎、理事今井友五郎であり、これらの役員によって三井組重役会が構成されている。「大元方寄会ノ議決ス可キ事件ノ概目」ならびに三井組重役会内規に規定された「重役会ニ於テ議スヘキ事項」は次のとおりである。これらの事項はいずれも三井家の同族ならびに三井組の内部の事柄に限定されており、三井組重役会は他の営業店を監督統轄するような権限・機能を持っていなかったことは明らかである。

大元方寄会ノ議決スヘキ事件ノ概目

壹、三井組ヨリ仮評議會へ提出スヘキ件

貳、三井同族共同財産ノ運用方法及ヒ保管方法ニ関スル件

参、三井組ノ諸規則ニ関スル件

肆、三井組ノ予算及ヒ決算ノ認可

伍、同族各家ノ相続、婚姻、養子女、分家、離婚、離縁、後

見人、保佐人、後見監督人ノ撰定、其他身分ノ變更ニ関スル件

六、同族各家ノ歳費ニ関スル件

七、同族各家家族ノ一身上監督ニ関スル件

八、三井組ノ重役任免黜陟及ヒ給料ニ関スル件

九、同族各家ノ執事任免ノ認可

(1) 三井銀行設立前後の事情については拙稿「明治期における三井家大元方制度の構造とその機能」(本誌第六号)参照。

(2) 「盟約書」(『三井事業史 資料篇三』六六ページ)。

(3) 同右 六八ページ。

(4) 「大元方改正条目」(明治七年八月、三井文庫所蔵史料 本五三)。なお拙稿前掲論文一七ページ。

(5) 三井文庫所蔵史料 本五〇五・続二三九〇。

(6) 拙稿、前掲論文八四ページ参照。

(7) 「ロイスレル氏意見書」(三井文庫所蔵史料 追六八六一、『三井事業史 資料篇三』所収)。

(8) 拙稿「三井家同族会の成立過程」(本誌第七号)。

(9) これらの規則は『三井事業史 資料篇三』一九九ページ以下に収録されている。

十、其他諸規則又ハ旧規慣例ニ由リ大元方寄合ノ権限ニ属セ

シメタル件

重役会ニ於テ議スヘキ事項

一、当組内規其他諸規則制定變更ニ関スル事

二、每半季予算決算ヲ査定スル事

三、重要ノ契約ヲ締結之事

四、出張所ヲ開設廢止之件

五、貸借金ヲ為ス件

六、四等以下組員ヲ任免黜陟スル事

七、地所売買ニ関スル件

八、其他当組ニ関スル重要ノ事



三井元方についての覚書（岩崎）

2 明治二五年下半年大元方勘定目録と

「処分勘定」

明治二六年一月の三井組の新発足に關して注目すべき点は、この時從來の大元方勘定目録に整理を加えて、あらためて新三井組の勘定を開始していることである。以下では、明治二五年一月二月末現在での大元方勘定目録にたいする「処分勘定」ならびに新三井組の資産・負債が確定するプロセスを検討しよう。

三井組重役会の議事録<sup>(1)</sup>の明治二六年二月二四日の条には、「明治廿五年下半年大元方勘定目録出来候ニ付調査シ大元方江差出ス」とある。これが三井組大元方の、大元方勘定目録の形式による決算の最後のものである。第一表は、その総勘定の部分を表示してある。<sup>(2)</sup>

まず、入方からみると、総額六二五万円のうち主なる項目は永々積立金・純益積立金の両積立金と二〇〇万円の三井銀行借入金で、他に二五万円

第1表 明治25年下半年大元方総勘定

入 方		出 方	
永々積立金	1,262,029.042	所有地券金高	347,295.753
純益積立金	1,721,431.283	所有家屋土蔵代金	150,369.599
別廉預り	250,000.000	所有家屋土蔵売却不足	46,869.925
西京旧預金差引残高	842,090.090	純益金中諸公債株券買入代	1,278,178.700
諸預り高	70,710.926	御賞典公債証書有物代	1,435.000
借入金	2,000,000.000	大元方持三井銀行株	500,000.000
同苗積立金預り	68,207.965	同苗中三井銀行株	1,000,000.000
当座貸借差引残高	28,061.923	三井鉾山会社資本金	2,000,000.000
銀行当座借越高	3,437.144	鉄道会社株	159,940.000
		諸貸金高	77,352.112
		西京旧貸金差引残高	692,250.893
明治25年下半年延金	7,723.607		
合計	6,253,690.980	合計	6,253,690.980

出所)「明治廿五年下半年大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 別2321/22)  
 (『三井事業史 資料篇三』p.206)

第2表 三井組積立金の推移

	永々積立金	純益積立金	合計
明治9年	969,689.115		969,689.115
10	1,110,402.646		1,110,402.646
11	1,082,777.000		1,082,777.000
12	1,126,476.657	383,476.648	1,509,953.305
13	853,885.841	574,433.648	1,428,319.489
14	854,372.466	769,590.815	1,623,963.281
15	866,599.558	994,937.980	1,861,537.538
16	893,842.020	1,350,350.102	2,244,192.122
17	914,590.812	1,458,885.102	2,373,475.914
18	382,604.247	1,667,547.000	2,050,151.247
19	1,138,299.967	1,269,185.800	2,407,485.767
20	1,110,377.729	1,478,449.358	2,588,827.087
21	1,130,811.994	1,714,673.558	2,845,485.552
22	1,089,558.688	1,847,347.283	2,936,905.971
23	1,132,110.164	1,519,763.783	2,651,873.947
24	1,186,882.698	1,615,179.783	2,802,062.481
25	1,262,029.042	1,721,431.283	2,983,460.325

出所) 三井文庫所蔵史料別2011, 別2012, 別2013による。

注) 各年次とも下季末の現在高である。

第3表 純益積立金の内訳け (明治25年12月末日)

摘	要	金額
第一銀行株式	12,030株	958,885.000
日本銀行株式	1,000株	270,000.000
利根運河会社株式	100株	7,000.000
整理公債証書		42,300.000
現金		443,246.283
合	計	1,721,246.283

出所) 三井文庫所蔵史料 追 843/3 による。

の別廉預り金や三井銀行創立当時から持ち越した「西京旧預り金差引残高」などがある。永々積立金は三井組大元方の資本金とでもいうべきもので、明治九年以来は一〇〇万円前後で大きな変動はない。これにたいして三井銀行配当を中心にして公債証書益金、諸会社株式配当を積立てた純益積立金は、着実な増加をしめている(第二表参照)。純益積

立金は明治二五年末には一七二万円に達し、その内一二七万余円は第三表に示すように、第一銀行株式、日本銀行株式等に投資されている。

借入金の一〇〇万円は、三井鉱山合資会社資本金出資のために三井銀行から借入れたものである。三井鉱山合資会社は、明治二五年四月設立された。資本金二〇〇万円は全額三井家の出資で、同族一名が出資社員となった。これは従来の同族八名に三井武之助・三井養之助・三越得右衛門の三名を加えたもので、これら三名が正式に三井家の連家として加えられるのは翌年一月からではあるが、ここではすでに三井家を一家をもって構成する方針のもとで事が運ばれている。ただ、一名の社員の出資金の持分比率は総本家五〇万円（二・五％）、五本家各二五万円（二・五％）、五連家各五万円（二・五％）で、この時点ではのちの三井家共有財産にたいする同族各家の持分定率（総本家三三・五％、各本家一一・五％、各連家三・九％）ははまだ確定していなかったことがわかる。

三井鉱山合資会社の資本金は全額三井銀行からの借入金によってまかなわれた。借入れは二五年一月一日と一二月一三日の二度に分けて各一〇〇万円づつで、この借入金は即日資本金に払い込まれている。借入金の利率は年六歩、返済期限は二八年一月二五日で、三井鉱山合資会社資本金払込証書を担保とした。<sup>4)</sup>

右の借用は三井組総代三井高喜の名義で行われた。三井鉱山合資会社の出資金は名目上各同苗の払込高として区別がたてられているが、実質的には三井組が一括して扱っていたことに変わりはない。この出資金は、各同苗が三井組から資金の貸付けを受けて、これを払い込む形式がとられたのであったが、これについて二五年一月九日付で三井組重役会に次のような回議が提出されている。<sup>5)</sup>

一 前書三井鉱山合資会社社員ヨリ資金払込金当役場ヨリ借用ノ手續ニシテ、別紙第壹号証書案ノ振合ヲ以確証書当役場ニ差入相成、尤記帳方各区別判然致置、向來万々一鉱山会社非常損害ヲ来シ、他人トノ間貸借上紛議ヨリ一社ノ大事ノ場合ニハ、表面貸借判然ト致置候方当役場之都合ニ相考候

一 順次法律上八金敷面<sup>例</sup>働多ニ相成、随而世間人情ハ自然ト狹狹主義増長之時勢、決而不油断余程入念不致置而ハ数年ヲ経テ不斗困難可生事ハ既ニ岡山兼吉氏ノ注告在之候、併他ノ会社トモ異、鉱山会社之儀ニ付前書之手続ハ十中ノ九ハ無用ナリ、亦事ナキハ

可祈事ニ候得共、会社永続自然重年中ニ万々一何等之出来事在ルモ亦難計トモ考候、然者前書ノ手續ニ取設置候モ可然哉

次に、大元方勘定目録の「出方」についてみよう。出方ノ資産の主なるものは、三井鉱山合資会社資本金、三井銀行株金、諸公債証書、株券などである。明治二五年末において三井組所有の地所・家屋類は合わせて五〇万円ほどで、三井銀行創立の時期とくらべれば半減している。むしろこの時期の三井組の資産の大半は、諸会社株券・公債証書によって占められていた。

三井銀行株金は一五〇万円で明治九年当時と変わらないが、その内訳は明治一八年以来大元方名義株五〇万円、同族名義株一〇〇万円と比率が逆転している。しかし、すでにこの時期には、三井銀行株金を名義上大元方と同族とに分割することは実質的な意味を失っており、これを一括したうえで再配分しようとする意見もあらわれていた。

さて、この大元方勘定目録の出方ノ資産には、三井銀行創立以前の旧三井組時代の旧滞貸金をそのまま引き継いだ西京旧貸金差引残高六九万余円をはじめ、切り捨てるべき旧貸金・損金が約八一万円含まれている。また「入方」の方でも、同様に銀行創立以前あるいは古くは江戸時代にさかのぼって名目のみが残って実質的な意味を失っている預り金である西京旧預り金差引残高など整理すべきものがあった。これらを「処分」するため永々積立金、純益積立金等を「入」に立てて差引き、新積立金が算出され（処分勘定、第四表参照、あらためて明治二五年一月三十一日現在での「総勘定差引残高報告表」が作成されて新三井組に引き継がれた。これが、第五表に示すものである。ここでは永々積立金、純益積立金、別途積金等の項目は消滅して積金勘定として合算されているが、この積立金三三六万一一八三円が新発足時における三井組の純財産額とよい。新三井組はこの積立金と二〇〇万円の三井銀行借入金とによってスタートしたのである。なお、この時期にはすでに三井物産会社・三越呉服店を三井家に「回収」する方針は定まっているが、いまだその具体的手続きをとるにはいたっていない。したがって、ここには両社の資本金は含まれていない。両社への出資

金が三井組の勘定に登録するのは、明治二十六年と許さぬものである。

第4表 明治25年12月31日における三井組の「処分勘定」

処 分 勘 定 入 之 部		処 分 勘 定 出 之 部	
永々積立金	1,262,029.042 <sup>円</sup>	西京旧貸金	692,250.891 <sup>円</sup>
純益積立金	1,721,431.283	地所家屋売却不足損益差引残金	46,869.925
別廉預り金	250,000.000	三井物産会社貸金残金	18,900.000
西京旧預り金	842,090.090	三越呉服店貸金	15,000.000
別途積金	48,186.875	間之町店貸金	8,325.000
物産会社貸金の内償却分	25,429.128	兜橋架橋諸費	8,581.990
旧公債証書四万円の実価	11,200.000	三井高保欧行費	5,534.407
明治25年下季延金	7,723.607	恵照院智光院御遠忌入費	4,657.559
その他		竹中邦香貸金	2,110.625
		十余二村製糖会社損金	2,366.997
		その他	5,882.680
合 計	4,171,663.939	合 計	810,480.074
差引勘定 出之部総額	810,480.074		
差引 新積立金	3,361,183.865		

出所) 三井文庫所蔵史料 追 843 による。

第5表 三井組總勘定差引残高報告表（明治25年12月31日）

摘 要	差 引 残 高	
	借 方	貸 方
積 金 勘 定		3,336,183.865
諸公債証書勘定		
六分金禄公債証書	835.000	
整 理 公 債 証 書	42,900.000	
旧 公 債 証 書	11,200.000	
小 計	54,935.000	
諸 株 式 勘 定		
三 井 銀 行 株 式	1,500,000.000	
第一国立銀行株式	958,885.000	
日本鉄道会社株式	159,940.000	
利根運河会社株式	7,000.000	
日 本 銀 行 株 式	270,000.000	
三 井 鋳 山 会 社	2,000,000.000	
小 計	4,895,825.000	
地 所 勘 定		
東 京	243,982.254	
大 阪	3,382.424	
横 濱	15,474.922	
神 戸	28,225.798	
松 坂	14,741.811	
河 内 新 田	499.565	
十 余 二 村	40,988.979	
小 計	347,295.753	
土 蔵 家 屋 勘 定		
東 京	64,578.439	
大 阪	9,380.526	
横 濱	36,181.384	
神 戸	36,376.550	
小 計	3,852.700	
預 り 金 勘 定		113,905.513
借 入 金 勘 定		2,000,000.000
当 座 借 越 金		3,437.144
小 計		2,003,437.144
貸 付 金 勘 定	25,928.810	
雑 勘 定	1,190.704	
所 有 物 勘 定	2,981.656	
合 計	5,478,526.522	5,478,526.522

出所) 三井文庫所蔵史料 追 787 による。

- (1) 三井文庫所蔵史料 追八三六。
- (2) 「明治廿五年下半年 大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料 別三三二一—三三二)の全文は『三井事業史 資料篇三』二〇六ページ以下に収録されている。
- (3) 三井組大元方の永々積立金・純益積立金の意味については、拙稿「明治期における三井家大元方制度の構造とその機能」を参照。
- (4) 三井文庫所蔵史料 追一七八〇。
- (5) 同右 追一七四二。

### 3 三井元方の成立

ところで、このように明治二六年一月をもって、新三井組が発足したが、以後の三井組は三井元方の性格を考えるうえで、この改組が暫定的措置であったことに注意しておくことが必要であろう。明治二三年に公布された民法（旧民法、法律第二八号、第九八号）・商法（旧商法、法律第三三二号）は、商法が二四年一月一日より、民法は二六年一月一日より施行されるはずであった。しかし、周知のように民法典論争あるいは商法施行延期論が熾烈となり、明治二六年七月一日より一部が施行されたものの、なお大巾な修正が必至となったのであった。この修正作業は旧民法・旧商法の施行延期が定まるとともに開始され、修正されたいわゆる明治民法は三一年七月、明治商法は三二年六月に施行される。したがって、三井家としても、民法・商法がいずれ近々のうちに全面的に改正されることが明らかである以上、改正は当面の実施時期を乗り切ることが出来るだけの変更にとどめ、本格的組織変更の実施は民・商法修正の状況を見きわめたうえであらためて検討することにしたのも当然であった。三井組の定款案を審議した明治二五年二月一八日の三井家仮評議会では、「三井組仮定款ハ民法・商法ニ関係スル所多キ力故ニ、追テ其実施セラレタル上議定スルコト、ナシ、当分ハ日常事務必要トナル箇条文ケハ内規ヲ作りテ之ヲ規定シ置<sup>レ</sup>くことにして、三井組を法人化する問題など重要な組織上の

変更はひとまず保留したのであった。もちろんこの理由の一半には、三井家共有財産の所有と管理についての確定的な方法を見出しえない、という事情もあったが、したがって明治二六年七月、商法会社篇の施行にともなうて、各事業部門を合名会社組織に変更しながらも、三井組の改組はそのまま見送られたのであった。また、この事業部門の組織変更にしても、当初三井家仮評議会において検討が重ねられていた法人の形態は、同族全員を出資社員とする合資会社案であつたが、実施直前となつて急拠合名会社案に変更したのは、「一二ノ名目ヲ変更スレバ今日現在ノ儘ニテ商法実施ノ一大過渡ヲ経過<sup>2</sup>」するための暫定的措置であつたことは否定できない。したがつて、各合名会社への出資の形態にしても、三井家の同族財産共有制の実情には必ずしも適合するものではなく、修正された民法・商法の施行を待って、これに対応した改正を必要としたのである。これが後述する明治三一年の各合名会社契約の改訂であるが、ともあれ三井組を法人化する問題はしばらく棚あげされ、前述したように「三井組内規」以下の運営規則による私的な組織として三井組が新発足したのである。したがつて、「三井組ハ三井同族ノ財産ヲ管理シ又其利益ヲ取得スルヲ以テ目的トスルノミ」であつて、「商法ニ所謂『商ヲ為ス』モノニ非レバ、仮令商法実施ノ曉ニ至ルモ問ハル、咎ハナカル可シト雖トモ、其際内規ヲ官庁ニ差出スコトモアリテ穿鑿ヲ受クル場合ノ用心トモナリ、且又明文ヲ以テ明ニ商ヲ為スニ非ルコトヲ規定シ置クハ当組自身ノ為ニモ有用<sup>3</sup>」であるとして、「三井組内規」の第二条には「当組ハ自カラ商工業ヲ営ムコトヲ得ズ」との一条が加えられた。また二六年七月の民法・商法施行の時点では、組々法人という印象を避けるために以後三井組を「三井会所」と称することを定め、従来三井組の所有であつた地所・家屋の名義を、同苗個人の名義に変更するなどの措置をとつたのである。三井組の組名を廃することについては「本月三十日限組名及門口ニ掛ケアル三井組ノ看板ヲ廢スヘキ哉」あるいは「組ノ名ヲ廢スルニ只三井ト而已モ如何、何ト歎名義御定メ相成度」などの句が出されるなど若干の混乱があつたが、「三井会所」と称するにしてもそれは形式上のことにすぎず、部内では引き続き三井組として



存続していた。明治二六年一月三井家同族会が発足するが、この同時に三井組は三井元方と改められた。三井銀行の「日誌」の一月二日の条には「本月一日より大元方ノ名称同族会、三井組ヲ三井元方ト相成候事」と記されている。すなわち三井元方は、以上の経過から明らかなく、たんに明治二六年一月に新発足した三井組の名称を変更したものであり、いわばここではじめて名実ともに三井元方が成立したことになるのである。

(1) 「三井家仮評議会議事録」(「三井事業史 資料篇三」一八五ページ)。

(2) 『三井事業史 資料篇三』二五五ページ。

(3) 同右 一九二ページ。

(4) 明治二六年「回議回達」(三井文庫所蔵史料 追一七四九)。

(5) 三井文庫所蔵史料 本七四五。

## 二 三井元方における三井家共有財産の管理

### 1 三井家諸事業への出資形式

三井組は、明治二六年一月一日三井元方と改称されたが、これは単なる名称の変更にとどまり、組織上あるいは機能上の変化はなかったと考えられる。この同時に、大元方寄會と三井家仮評議會とを統合した新たな合議機関として三井家同族会が設立された。いわばこれによって、従来三井組大元方に包含されていた同族の合議機関としての大元寄會が三井家同族会に、事務処理機関としての三井組が三井元方として分化したとみることが出来る。三井元方は、旧三井組時代と同様に、三井家同族団全般にわたる事務を執行する。三井元方は法人格を持たないため三井家共有財産の所有主体となることは出来ず、「三井同族ノ財産ヲ管理シ又其利益ヲ取得スルヲ以テ目的トスルノミ」であった。しか

し、所有の形式上の問題はともかくとして、三井家共有財産の管理機関としての三井元方の実質的機能は、次第に整備されるにいたった。ことに明治二十六年七月の商法の施行にともなうて、三井家の四つの事業は、いずれも三井家の同族を出資社員とする合名会社組織となったが、三井元方は、この四合名会社にたいする出資金を三井家の共有財産制の実情にあわせて管理するうえで、重要な意味を持っていた。三井家共有財産の管理機関としての三井元方の重要な機能は、この出資金とこれにたいする利益配当金の管理にあつたのである。

三井家の四事業、すなわち銀行・物産・鉱山・呉服店四社を合名会社とするにあつて、三井一家の同族は、それぞれがいずれかの会社の出資社員となった。すなわち、三井銀行の社員は三井八郎右衛門、三井元之助、三井守之助、三井高保、三井八郎次郎の五名でもっとも多く、三井物産が三井武之助と三井養之助、三井鉱山が三井源右衛門と三井三郎助、三井呉服店が三井復次郎と三井得右衛門、と二名づつであつた。出資社員の資本金にたいする社員出資額（持分高）は各社とも均分されている。しかし各社に出資された資本金は、三井家共有財産の一部が出資されたものであり、したがつて三井家の同族共有財産制のあり方からすれば、共有財産にたいする各同族の持分率にしたがつて出資額を定めることの方が、より実情に即した方法といえよう。このように、各合名会社への出資の形式についても多くの問題があるが、まず三井元方の機能を、資本金出資の形式を中心とした各社との関係についてみておくことにしよう。

三井家の四事業のなかで、最も歴史の新しい三井鉱山合資会社の場合は、比較的容易な手続きで合名会社への改組が行われたようにみえる。三井鉱山合資会社は資本金二〇〇万円（全額払込済）で同族一名を出資社員としていたが、合名会社への移行にあつて三井三郎助・三井源右衛門両名を残して他の社員が退社し、その後定款を変更して三井鉱山合名会社とする手続きがとられた。資本金は引續いて二〇〇万円であつた。

三井物産会社の場合、同社資産が「三井家の資産」として回収され、三井家事業として資本金を交付する手続きが正

式にとられたのは、明治二六年七月一日の合名会社への改組の際においてであつた。すでに明治二五年四月、三井物産会社改革の一環として「三井物産会社契約及定款」が作られ、定款更正願とともに東京府に提出された。新定款によれば三井物産会社は三井武之助・三井養之助両名の合名会社で資本金は五〇万円であつた。しかしこれは商法実施行以前であることから内部的に実施されたにすぎず、商法施行とともに三井鉱山合資会社同様の形態による合資会社への変更案が準備されて<sup>(1)</sup>いた。しかし、この組織変更の方針が、実施直前の時期に合資会社案から合名会社案に急変したことによつて、三井物産会社はもとより他の三社の場合も、明治二五年四月に三井物産会社が採つた合名会社形態に沿つた改組が行われたのである。<sup>(2)</sup>新資本金を設定するにあつて、三井物産からは資本金を一五〇万円とする上申書<sup>(3)</sup>が提出されたが、明治二六年六月二五日の三井家仮評議會ではこれを一〇〇万円と決定した。資本金は七月一日付で三井組から三井物産会社に交付されたが、「此上申書ノ願意修正ヲ採容セラレ、百五十万ト切出シタル資本金百万円トシテ許可セラレタリ、此資本金ハ正金ノミナラズ土地建物等ヲ正金ニ見積ラレタルモノモアリ、良シ百万円ガ悉ク正金ニアラザルニセヨ、乾キ切ツタル会社ノ經濟之レニ由リ潤沢ヲ覚ヘタルハ言ヲ要セズ」とい<sup>(4)</sup>う。

三井物産会社に交付された資本金は、三井組の有価証券類を三井銀行に売却することによつてまかなわれた。明治二六年六月三〇日付で、三井組から大元方に宛てて次の伺が提出されている。<sup>(5)</sup>これによれば、三井組の有価証券を売却して三井物産の資本金と三井銀行借入金<sup>(6)</sup>の償却にあてようとするもので、その反面では商法とのかねあい<sup>(7)</sup>で三井組資産から有価証券を手放そうとするねらいもあつたことが知られる。

同

去廿五日仮評議會ニ於テ決議ニ相成候三井物産会社資本金一〇〇万円ヲ、同社ヨリ別紙ノ通勘定ノ都合在之趣ヲ以、来七月一日ニ受取度旨申出候、就者右支払金及三井鉱山会社資本金ノタメニ三井銀行ヨリ借用金貳百万円ノ中当半季間ニ連々返済セシ金貳拾七万五千元ニシテ、目今残金百七拾貳万五千元ナリ、此内江返濟方ノタメニ従前所有ノ第一国立銀行及日本鉄道会社株式外ニ整理公

第6表 明治26年7月1日三井組より三井銀行へ  
株式売却高

	数量	時 価	売却代
第一国立銀行株	12,110株	1,108,065.00	1,077,790.00
日本鉄道会社旧株	2,999株	349,383.50	347,880.00
日本鉄道会社新株	333株	31,302.00	31,135.50
日本銀行株	1,000株	334,000.00	333,000.00
整理公債証書	42,900円	46,203.30	46,117.50
合 計		1,868,953.00	1,835,927.00

出所) 三井文庫所蔵史料 追1747による。

債証書ヲ此際三井銀行ニ売却シ、其代金ヲ以夫々支払度モノト存候、尤銀行ヨリ借入金即今返済差迫候儀ニモ無之候得共、銀行ニ於テモ組織変更ノ場合ナリ、可成負債ハ減シ度モノト存候、且三井組ノ名称モ世間ニ対シ差支アル今日ノ際ナレハ、他ノ会社ノ株主三井組ノ肩書アルハ不濟儀トモ相考候ニ付、此際悉皆他会社ノ株式ハ売却シ、世間ニ対シ害ナキコトニ致置度存候。

この伺に添えられた売却見積り書によれば、第一銀行株式などの売却によって一八七万二七八八円を得、一〇〇万円を三井物産合名会社資本金にあてるほか、残り八〇余万円を三井鉱山出資のための三井銀行借入金の返済にあてようというものである。明治二十六年六月三〇日現在での三井組の有価証券類は、三井銀行・三井鉱山を除いた諸会社株券・諸公債で約一四六万円であるが、このすべてを銀行に売却しようとするもので、この売却が時価で行われるための諸価額との売買差益は四一万円あまりを生ずる。この伺いは大元方寄会の回議決裁を経て実施に移されたが、この時三井銀行に売却された有価証券の内訳は第六表のとおりである。なお、これ以後三井元方が、三井直系会社以外の株式を保有することはなかった。

三井銀行の場合は、合名会社への移行に際して次の手続きがとられている。

私盟会社時代の株金(資本金)二〇〇万円の内、大元方名義株と同族名義株の比率は明治一八年以来逆転して大元方名義五〇万円、同族名義一〇〇万円となっていたが、実質的には両者を合わせた一五〇万円分が三井家同族のものとなっていた。しかし、その他五〇〇株五〇万円分の株金は、三井家以外のものの所有となっていた。このため三井銀行を同族のみの出資に変更するために「一旦銀行ヲ

解散シテ財産ヲ各株主ニ平等分配スルカ又ハ三井家外ノ株主ノ持株ヲ三井家ニテ買取ルカノ二法中、三井家外ノ株主ノ持株ヲ三井家ニテ一株式百円ニテ買取ル<sup>6</sup>ことにした。この三井銀行の株式は公開されていたわけではなく、株主はいずれも三井家あるいは三井銀行に縁故のあるもので、しかもその所持株は零細なものが大半であった。買取価格は二〇〇円で、額面（一株五十円）からすれば、かなりの高値であったといえる。三井銀行は別途積立金をもってこの五〇〇〇株の株式を買収し、そして「右五千株ヲ更ニ該行ヨリ大元方ニ差出候ニ付、都合式万株則該行ノ株式ハ悉皆大元方ノ御所有ト相成タル後<sup>7</sup>、三井八郎右衛門ら同族五名の名義に変更し、五名を出資社員とする合名会社三井銀行を發足させたのであった。なお、三井銀行が別途積立金をもって買収した三井銀行株五〇〇〇株は、額面の総額五〇万円を「三井銀行別途益」の名目で帳簿上三井組<sup>8</sup>三井元方へ納入したことになる。すなわち、後掲第七表における三井銀行別途益がこれにあたるものと考えてよいであろう。

三井呉服店の合名会社への改組は、他の三社よりいく分遅れて、明治二六年九月に行われた。このとき「三井呉服店商業組織變更ニ付同店従前ノ財産決算尻全額<sup>9</sup>」四一万二三九〇円一七錢八厘が三井組へ引渡され、かわって五〇万円が合名会社三井呉服店の資本金として出資された。いわば三井呉服店の資産が四万余円の評価額で三井家に回収され、三井家はさらにこれに若干を上のせして現物出資の形で合名会社三井呉服店に出資したのであった。

さて、明治二六年の四合名会社の設立に際して、以上のように各社の資本金が支出され、その総額は五五〇万円に達した。これら各社にたいする三井家各同族の資本金の出資は、三井元方から貸付けを受けてこれを払い込む形式がとられていることは、三井鉱山合資会社創立の場合と同じである。すなわち各出資金は、三井組においては各社出資社にたいする貸付金として扱われているのであって、明治二六年一月七日には次の回議が提出されている<sup>10</sup>。

各商店合名各出資額及地所建物業請代金各貸付金之順序ニ可相成ニ付、右ニ対ス借用証書手續等取調試験候処、目下何分難行場合モ

御座候、就者追而万事御確定之上本証書ニ交換相成候迄、当分仮証書御差入、尤期限壹ケ年ト御定相成候而者如何可存之哉、右仮証書案相副此段及回議候也

仮 証 書

一金

此担保トシテ合名何会社出資証明書差入置候

右今般合名会社出資額借用致、同会社へ出資致候処確實也、返済期限ハ明治 年 月 日ト相定メ、其期限經過ノ後ハ大元方ノ随意ニ任シ、何時ニテモ指定期日ニ返済可致候、利足ハ豫メ割合ヲ定メス、合名何会社ノ純益配当金額ヲ以其都度支払可申候、若返済期限ニ至リ返済相滞候節ハ担保品ヲ引渡シ、尚不足ヲ生スルトキハ拙家ノ財産ヲ以元利決算可被成候、其節一切苦情申間敷候追テ本証書ト交換可致候、依仮証書差入置候也

明治廿六年六月

大元方 御中

三 井 某 ㊦

- (1) 拙稿「三井家同族会の成立過程」(『三井文庫論叢』第七号)八〇ページ。
- (2) 同右 八七ページ。
- (3) 三井文庫所蔵史料
- (4) 臼井喜代松「三井物産合名会社概覧」(『三井事業史 資料篇三』四三三ページ)。
- (5)(7)(8)(9) 明治廿六年自一月至十月「回議回達」(『三井文庫所蔵史料 追一七四九』)。
- (6) 『三井事業史 資料篇三』一九八ページ。

2 三井元方の資産と負債 (明治二六年——二七年)

さて、明治二五年一二月三一日現在での「処分勘定」を経て新三井組の勘定が発足した経過については、すでに述べ

第7表 三井組・三井元方総勘定差引残高報告表

	明治25年 12月31日	明治26年 6月30日	明治26年 12月31日	明治27年 6月30日	明治27年 12月31日
貸方					
基本財産	円 —	円 —	15,400.000	30,800.000	47,200.000
積立金	3,361,183.865	3,361,183.865	3,819,774.043	5,179,837.772	5,228,436.415
予備積立金	—	—	27,800.000	51,200.000	69,000.000
預り金	113,905.513	347,056.631	383,875.742	687,626.308	672,393.735
借入金	2,003,437.144	1,725,000.000	815,000.000	725,000.000	2,125,791.002
預け金	—	—	45,683.998	—	14,574.465
雑勘定	—	—	836,417.461	—	14,558.293
小計	5,478,526.522	5,433,240.486	5,943,951.244	6,674,464.080	8,171,953.910
当季純益	—	76,771.424	72,605.045	164,614.291	207,433.828
前季繰越金	—	—	171.424	176.469	790.760
合計	5,478,526.522	5,510,011.920	6,016,727.713	6,839,254.840	8,380,178.498
借方					
諸公債証券	54,935.000	54,078.500	—	—	—
諸会社株	4,895,825.000	2,903,025.000	—	—	—
地蔵・家屋	347,295.753	347,295.753	338,523.463	1,224,185.236	2,503,365.911
土蔵・家屋	150,369.599	151,016.119	150,848.609	78,857.645	77,810.325
貸付け金	25,928.810	2,013,109.192	5,524,373.985	5,524,218.985	5,796,020.606
預け金	—	29,585.793	—	1,601.944	—
雑勘定	1,190.704	8,919.907	—	7,409.324	—
所有物勘定	2,981.656	2,981.656	2,981.656	2,981.656	2,981.656
合計	5,478,526.522	5,510,011.920	6,016,727.713	6,839,254.840	8,380,178.498

出所) 三井文庫所蔵史料 追 787 による。

注) 明治27年6月30日当季純益金には株式売却益金 13,000 円を含む。

て来たが、次には三井組のその後の時期における財産状態の変化をみることにしよう。第七表は明治二五年下季から同二七下季にいたる五季分の期末現在の三井組三井元方の「総勘定差引残高報告表」を表示したものである。三井元方の関係資料は、三井文庫所蔵史料のなかでは比較的よくまとまった形で残存しているが、それでも元方の各季の決算あるいは財産状態を包括的に把握できる資料はきわめて乏しい。この「総勘定差引残高報告表」にしても、残存しているのはこの五季分にすぎない。以下では明治二七年二月三一日までの時期について、若干の検討を加えることにしよう。

第七表によれば、借方資産のうち諸公債証書・諸会社株式の項目は明治二六年下季までで、以後この表から姿を消している。有価証券類が三井組資産からなくなるのは、先に見たような事情で、明治二六年七月一日付で三井銀行に売却されたためである。二五年二月三一日現在の諸会社株式四八九万五八二五円のうち一五〇万円が三井銀行株式、二〇〇万円が三井鉱山合資会社への出資金であるが、次の明治二六年六月三〇日現在の表では、三井鉱山会社出資金は貸付金として記帳されている。ついで明治二六年下季以降になると、三井諸会社への出資金はすべて貸付金として記され、このため諸株式の項目は消滅したのである。すなわち明治二六年二月三一日現在の貸付金五五二万四三三七三円のうちには、三井銀行二〇〇万円、三井物産一〇〇万円、三井鉱山二〇〇万円、三井呉服店五〇万円、合計五五〇万円の出資金各社出資社員への貸付金を含み、したがってこれ以外には貸付金としてはみるべきほどのものはない。借方のうち、貸付金に次ぐものは地所ならびに土蔵家屋の不動産類で、明治二六年に三〇万円台であった地所は二七上季末に一二二万円、下季末には二五〇万円と急増している。この三井元方への不動産の集中は三井地所部の設立にともなうものと考えられる。この増加は三井銀行、三井物産等から移管したもので、三井元方が新規に外部から不動産の買収をはかったわけではない。



三井元方についての覚書（岩崎）

第8表 雑勘定の内積立金へ編入高の内訳け  
（明治26年12月31日）

摘 要	金 額
整理公債証書42,900円に対する差金益	3,281.900
日本鉄道会社差金益	219,912.500
第一国立銀行株式差金益	126,842.500
旧公債証書4万円に対する差金益	1,400.000
日本銀行株式差金益	63,500.000
三井銀行別途益	500,000.000
合 計	914,936.900
内出金	
利根運河会社株式差金不足	3,100.000
明治26年上季 補充	77,500.000
明治26年下季 補充	82,000.000
そ の 他	112.920
合 計	162,712.920
差引 明治27年上季に積立金編入高	752,449.820

出所) 三井元方重役会「議事録」(三井文庫所蔵史料 追836)による

貸方にある巨額の借入金は三井銀行からのものである。この借入金は二七年なかばにかけ一時減少したのち、二七年末には地所部・工業部設立のために約一五〇万円の新規借入金を加えて再び二一二万円に増加した。当初の二五年末の借入金のうち二〇〇万円は、三井鉱山合資会社設立のためのものであるが、先に触れた有価証券売却益金の一部をあてるなどによって漸次返却し、二六年末には八一万五〇〇〇円に減少している。この返済残金については二六年七月以後は特に無利足とされ、二九年二月に完済された。

明治二六年一二月三一日報告表にある雑勘定のうち七五万二四四九円は、第七表のように株式売却差益金、三井銀行の別途益金五〇万円などを計上したもので、この雑勘定は翌二七年上半年には積立金に繰込まれて整理された。雑勘定のうち、株式売却差益は明治二六年七月一日付で三井組所有の諸株式を三井銀行に売却した際の売買差益、三井銀行の別途益金は三井銀行の合名会社化にもなつて三井家以外から買収した株を三井組へ移したものである。この明治二七年六月三〇日現在では、三井元方の積立金は前季末にくらべて一三六万円を増加して五一八万円に達している。この増加は、右の雑勘定のほか地所建物価格登記額差金八一万三五五〇円を積立金に繰入れたためである。こうした操作によって、三井組の資

第9表 三井元方の損益計算

摘 要	明治26年上季	明治26年下季	明治27年上季	明治27年下季
総益金	15,162.412	80,707.321	230,432.471	250,589.807
諸利足	15,162.412	80,707.321	230,432.471	250,589.807
諸株式純益割賦金	67,613.625	80,035.000	—	—
諸公債証書利足	—	1,072.500	—	—
貸地料	20,368.142	22,083.836	19,952.139	8,663.993
貸家料	813.530	1,310.143	1,020.729	296.871
庫敷	1,895.658	2,081.756	2,076.776	666.060
出張所純益	11,743.277	8,248.266	12,394.168	11,037.591
雑益	535.350	434.469	—	9,153.102
諸費戻入	66.537	1,195.379	—	136.816
合計	118,298.531	197,178.670	265,876.283	280,544.240
総損金	41,527.107	124,573.625	114,261.992	73,110.410
(差引) 当期純益金	76,771.424	72,605.045	151,614.291	207,433.828
株式売却差金	77,500.000	82,000.000	13,000.000	—
前期繰越金	—	171.424	176.469	790.760
合計	154,271.424	154,776.469	164,790.760	208,224.590

出所) 前掲第7表と同じ。

産は、明治二七年末には、二六年一月の新三井組の発  
 足時と比較して約二〇〇万円を増加させている。  
 次に第九表によってこの期間における三井元方の損  
 益計算をみておこう。三井元方の損益計算で総益金、  
 総損金の内訳けが判るのは、この期間だけである。第  
 九表では総損金の明細は省略した。  
 三井元方の収益の大半は、三井各社からの利足収入  
 Ⅱ社員配当金によっている。各社の配当金は形式上出  
 資社員に対するものであり、三井元方への収入は出資  
 社員への貸付金の利足ということになるが、実際には  
 各社配当金は三井元方への納付金として三井元方にお  
 いて一括管理されていることはいうまでもない。三井  
 元方の収入のうち三井各社以外の諸会社の配当金収入  
 は有価証券類を三井銀行へ売却して以後消滅してい  
 る。貸地料等の収入は、それほど多額ではない。これ  
 ら総益金から諸経費を差引いて三井元方の純益金が算  
 出されるが、臨時配当あるいは二六年七月の諸株式売  
 却差益金などはこの損益計算には含まれず、わずかに

この別途益金・諸株式売却益金の一部が二度にわけて純益金の補充（前掲第八表参照）として追加されているにすぎない。このような操作を経たうえで、三井元方の純益金は一〇％を基本財産へ編入、三〇％を積立金に、二〇％を予備積立金とし、残り四〇％が各家分配金として配分される。その分配額は後掲第一八表に示してある。

### 3 地所部・工業部の設立と三井呉服店改革

前掲第七表が示すところでは、明治二十七年六月における三井元方の資産総額は約六七〇万円で、その内訳は概略五五〇万円にのぼる三井各社への出資金と、一二万円相当の不動態であった。三井元方の主たる役割はこの出資金と不動態の管理にあり、この時期年間約五〇万円にたつする三井各社の配当金は、三井元方において一括管理された。三井元方の毎季の損益は、この各社配当金を基礎として純益金が計算され、同族各家への分配金、積立金編入等の処理が行われる。三井元方は、旧三井組大元方時代と同様に、このような同族各家への歳費の配分をはじめ、納税事務、年間の行事、慶弔その他三井家同族のさまざまな事務を処理する機関であるが、同時に三井家事業の多角的発展にもなつて増大した各社資本金の出資を管理する重要な機能を持つにいたつたのである。そして、事業の展開につれて増殖する三井家の営業資産は次第に三井元方に集中され、三井元方は、三井の統轄機関の一角をなすにいたるのであった。こうした三井元方の性格と機能をみるうえで重要な画期は、明治二十七年一〇月の組織改革である。この改正で、三井元方の組織は大きく変化し、その機能は一段と強化されたのであった。

明治二十七年一〇月に実施されたこの機構改革は三井地所部・三井工業部ならびに三井家監査役制度の新設にともなうものであるが、この際三井元方ならびに三井各社経営首脳の大はばな交渉が実施され、また各社とも専務理事制が施されることになった。<sup>(1)</sup> 明治二十七年一〇月八日の三井家同族会に提出された地所部工業部新設案によれば、地所部は「三井

第10表 各工業所の買入代金と流通資金（明治27年12月31日）

	買入代金	流通資金	合計
芝浦製作所	181,597.526 <sup>円</sup>	118,887.719 <sup>円</sup>	300,485.245 <sup>円</sup>
富岡製糸所	43,878.713	86,497.033	130,375.746
大嶮製糸所	49,891.075	64,512.056	114,403.131
新町紡績所	247,100.000	327,933.161	575,033.161
合計	522,467.314	597,829.969	1,120,297.283

出所) 工業部「明治27年下半季第老回実際報告書」

(三井文庫所蔵史料 追1036, 「三井事業史 資料篇3.」 p.337)

元方ニ於テ所有スル地所及ビ三井各商店ニ於テ現今所有スル地所ニシテ營業用ニアラサルモノ」を管理し、また「三井各商店ニ於テ現今所有スル各工業場ノ中、基本營業ニ属スルモノヲ除キ其他ハ工業部ニ於テ之ヲ買取り管理」するもので、払下げや抵当流れなどによって三井各社に所属した諸工場は一括して工業部に移された。三井地所部は発足にあたって三井元方の地所建物一三〇万五七五二円のほか、三井銀行より一〇万二九四四円、三井物産会社より一万一六一六円の地所建物を引継ぎ、その合計二五八万一一七六円を仮資本金とした。<sup>3)</sup>

三井工業部は三井銀行より芝浦製作所・富岡・大嶮両製糸所を、また三井呉服店より新町紡績所を引き継いだ。この引継代金は三井工業部資本金として三井元方より貸与され、また各工業所の流通資金は三井銀行当座借越（借越金極度六〇万円）によって借入れた。明治二七末の工業部資本金は五二万二四六七円、三井銀行当座借越金は五九万二九八八円であった。<sup>4)</sup> 第一〇表は、工業部所属各工業所の買入代金と流通資金を表示したものである。

このように、地所部・工業部を新設するにあたって、三井元方はかなりの額の資金を必要とした。このため三井元方は、明治二七年末に三井銀行より一五七万余円の借入金を行っているが、この借入金をめぐる問題については次項で検討することにした。

新設された三井地所部・三井工業部は、いずれも三井元方の所属となり、三井元

方重役会の監督下におかれた。したがってこの機構改正にもなつて明治二十七年一〇月二〇日「三井元方規則」、「三井元方重役会内規」が改正された。<sup>6)</sup>三井元方重役会内規には「重役会ニ提出スヘキ事項」として「地所部・工業部ニ関スル重要ノ事」の一項が加えられた。また同年一二月二〇日「地所部・工業部総則」が制定され、両部において施行する業務のうち、「其施行ニ当リ特ニ先ツ三井元方総長ノ認可ヲ受クル事ヲ要」する項目が規定されている。<sup>6)</sup>これによつて、三井元方の両部にたいする監督の権限が具体的に定められた。

この明治二十七年一〇月の組織変更の際、同時に各社経営首脳の交迭が行なわれたが、三井元方の役員も大はばに変更された。

新役員は総長三井八郎右衛門、専務委員三井八郎次郎、委員中井三平・西邑庸四郎・中上川彦次郎・益田孝であった。この人事異動がことに注目されるのは、中上川彦次郎と益田孝の両名が、ともにはじめて三井元方の重役に加わっていることである。周知のように中上川と益田とは、三井家の重役として極めて重要なはたらきをしたものであるが、ことにこの時期の両者は、三井家の他の重役と比べて格段の重みをもって三井家の内外に指導力を發揮していた。この両実力者が揃つて三井元方の重役に就任して実務を執行したことによつて、三井元方の機能は、一段と強化されたものとみられる。しかも元方委員のうち中井三平が明治二十八年四月に退任、また西邑庸四郎も三十一年八月に病没し、以後元方委員は中上川・益田のみとなつて欠員の補充は行われなかつた。三井元方重役会の実質的な運営は、中上川と益田によつて行なわれていたといえよう。三井家の「統轄機関」がいまだ充分な成長をとげるにいたらなかつた時期、ことに三井商店理事会の設立（明治二十九年九月）に先立つこの時期において、三井元方の機能が強化されていることの意味は重要であらう。

ところで、明治二十七年一〇月の機構改革は、合名会社三井呉服店にも大きな影響を与えることになつた。三井呉服店

は明治初年に三井家から分離されたが、明治二五年再び三井家の事業として回収され、二六年九月他の事業部門と同様の合名会社組織に改められた。この際、三井復太郎と三井得右衛門を出資社員として、資本金五〇万円が交付されている。しかし三井呉服店の営業成績は良いものではなく、事業の規模も銀行・物産・鉾山三社とは格段の相違があった。三井呉服店の資本金が五〇万円という比較的高額になったのは、本業である呉服業・洋服業の他に新町紡績所を有していたからに他ならない。三井工業部が新設されて新町紡績所が同部に移籍されると、三井呉服店の資本金は半額の二五万円に減額されたのであった。

三井呉服店にとっては「絹絲業ノ所得ハ呉服物販売ノ利益ニ比較セハ非常ノ相違ニテ、呉服物ノ如キハ専ラ薄利ヲ主トシ候営業ノ性質ニ付、是迄トテモ多少ノ利益ハ有之候得共絹絲紡績業合併ニテ始テ計算ヲ得、經濟ノ相立候次第」であり、「利源ノ最大ナル絹絲紡績業御引渡申候上ハ一ニ薄利ノ営業タル呉服業販売ノ一途ニ拠リテ經濟維持ノ方法相立テ不申候テハ不相成」となったのであった。明治二七年一月、三井呉服店は同族会に対して「新町紡績所ヲ工業部ヘ引渡ス以上ハ元資ニ対スル利益ノ割合従前ノ如クナラズ、甚ダ僅少ト相成ルニ付、同店財産中東京本店并ニ大阪京都各支店家屋ノ価格八万四千余円ヲ無代価トスル」ことを出願した。この提案は却下され、「呉服店ノ事業ハ果シテ右様僅少ノ利益ニ止マルモノ歟、或ハ此上尚利益ヲ挙クルノ方法ハナカルヘキヤ、調査委員ヲ設ケテ調査セシメタル上ニテ何分ノ指図ヲ為スヘキ」ものと決し、同月二日には益田孝、中上川彦次郎、藤村喜七、山岡正次、馬越恭平ら五名の調査委員が任命された。そして調査委員は、翌二八年七月一三日付をもって次のごとき四項目からなる調査報告書を三井家同族会議長へ提出した。

## 報告書

私共客年十二月合名会社三井呉服店ノ事業ヲ調査スヘキノ命ヲ受ケ、爾來調査ヲ遂ケ候処、呉服物販売ノ営業ハ必スシモ薄利ノ

三井元方についての覚書（岩崎）

性質ノモノニ非ズ、其事業経営ノ方法ニヨリテ八十分有利ノ事業タルヘキモノト存候、就テハ呉服店ノ事業上多少ノ改更施設ヲ行ヒ候ハ、三井家ノ事業トシテ有望ナル利源ニ可有之、依テ差当リ心付候義左ニ具申仕候

一、合名会社ノ組織ヲ改メテ単二部ト為ス事

目今呉服店ハ合名会社ノ組織ニ有之候処、他ノ三井家各商店ニ比較スレハ規模小ニシテ一会社ト為シ置クノ必要モ無之ニ付、地所部、工業部ノ如ク単二部ト為シ、三井元方ノ内ニ存置スルモノト致度候

二、新知見アル人物ヲ採用スル事

呉服店ノ事業ハ世間ノ趨勢ニ応シ仕入販売ノ方法ヲ購究スルヲ要スル營業ニ有之候ニ付、時勢適當ノ新知見アル人物ヲ採用シ、業務ヲ処理セシムル様致度候

三、積立金ヲ増加スル事

呉服店ノ資金ハ貳拾五万円ニシテ、其内諸建物ニ属スル八万五千九百五拾円ヲ引去ルトキハ残ル所拾六万四千余円ニシテ、之ニ加フルニ諸積立金五万八千余円ヲ以テスルモ尚式拾貳万余円ニ過キス、然シテ商品勘定ニ於テハ常ニ參拾万円ヲ超過致居候次第ニ付、運轉繁忙ノ際ニハ資金ノ不足ヲ感スルコト少ナカラズ、故ニ爾後毎半季利益金ノ内ヨリ資本ニ対スル配当ヲ減シテ積立金（現額三万貳百円）ヲ増加シ、其高拾万円内外ニ達スルヲ俟チテ資本ニ対スル配当ヲ通常ノ割合ニ復シ候様致度候

四、直接營業ニ關係ナキ預リ金及ビ貸金ヲ為スコトハ漸ヲ以テ廢止致度候

別紙明治廿八年上半年末日ニ於ケル貸借対照表及ビ元帳差引残高表ヲ添附シ、右調査ノ結果御報告申上候也

明治廿八年七月十三日

益田 孝 (印)

中上川 彦次郎 (印)

藤村 喜七 (印)

山岡 正次 (印)

馬越 恭平 (印)

三井家同族会

議長 三井八郎右衛門殿

右の調査報告書を得た三井家同族会では、同日「之ヲ是認シ差当リ該報告ニ依リ同店ノ会社組織ヲ改メテ単ニ部ト爲シ、其他ノ簡条モ一々実施スヘキニ決<sup>(1)</sup>」し、続いて翌月二二日三井元方総長の提案にもとずいて「合名会社三井呉服店ノ組織ハ是迄ノ通り合名会社トシテ存シ置キ、業務上万般ノ事ハ地所部・工業部ト同シク三井元方ニ於テ監督ヲ為ス」とが決定した。こうして合名会社三井呉服店は三井元方の管理下におかれ、地所部・工業部同様三井元方重役会の指揮を受けることになった。八月二十九日には元方重役会において次の「三井呉服店細則」が制定され、また益田孝、中上川彦次郎両名が三井呉服店の相談役に就任した。そして同年一月三十一日限りで同店の洋服業を廃止するなどの改革が実施されたのであった。<sup>(15)</sup>

#### 三井呉服店細則

合名会社三井呉服店ニ於テ施行スル業務ノ中左ノ諸項ハ其施行ニ当リ特ニ先ツ三井元方総長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、支店出張所ノ新設又ハ廃止ノ事
- 二、本支店出張所ニ於ケル金額千円以上ノ地所建物買入増築又ハ売却ノ事
- 三、従前取扱ハザル新商品ヲ取扱ヒ又ハ染織場等ニ関スル新事業ヲ創設スル事
- 四、金額壹万円以上借用金約定ヲ為シ又ハ其約定ノ延期及ヒ継続ヲ為ス事
- 五、取引上示談行届カズシテ出訴スル事
- 六、每期損益勘定ノ事
- 七、手代三等以上ノ任免並ニ臨時諸給与ノ事
- 八、前項外重要ナル諸契約締結ノ事

このようにして三井元方は、明治二十七年一〇月の改組によって、従来の三井家同族にかかわる事務処理や三井家共有財産の管理機関としての機能のほか、三井呉服店、三井地所部、三井工業部の三事業部門を直接監督する機能をもあわせ持つことになった。この「監督」は形式的なものではなく、三事業の予算決算はもとより職員の採用・任免の人事、起業



費、資産の売買、施設の改廃など大小の事項が回議として元方に提出され、これを中上川・益田らが元方委員として決裁したのであった。

しかし、これら三事業にたいする三井元方の監督の機能は、明治二十九年九月三井商店理事会が新設されるとこれに移されている。三井商店理事会は、三井家事業の多角的発展に対応して、これら諸事業の統一的経営を図るために設けられた。各社の重役の中から選任された七名の理事会員と同族会議長、監査役会長、三井元方総長、各社重役の職にある同族によって組織され、直系四合名会社と元方所属の地所部・工業部の業務施行について審議する。この理事会員は、「三井家の重役」として待遇され、審議は各社の利害に偏することなく、三井家事業全体の利害に立つことが期待されたのであった。このため、理事会の設立にともなって、三井呉服店・地所部・工業部の議案は、三井元方を経ることなく直接理事会へ提出することになり、三井元方規則ならびに三井元方重役会内規にも変更が加えられた。三井元方規則第一条は「三井元方ハ三井家同族ノ共同財産ヲ保管シ且確實ニ其利殖ヲ謀リ、及び三井家同族各家ノ家政ヲ監督ス、又同族各家ノ余資ニ付テモ其保管利殖ヲ務ムベシ」（傍点が追加）と、各家家政にたいする監督の機能が強調された。

三井商店理事会の設立とこれにともなう三井元方の機構改革は、三井家同族会を頂点として、三井商店理事会が事業を、また三井元方重役会が三井家共有財産の管理と同族家政の監督を行うといった三井家の統轄の機構が成立したことを意味している。

- (1) 『三井事業史 資料篇三』二二二九ページ。
- (2) 同右 三二九ページ。
- (3) 同右 三三三ページ。
- (4) 同右 三三七ページ。
- (5) 同右 三三四ページ。

- (6) 同右 七四二ページ。
- (7) 三井文庫所蔵史料 追二〇一。
- (8) 『三井事業史 資料篇三』二九五ページ。
- (9)(15) 三井文庫所蔵史料 追二〇二。
- (10) 同右 追二〇三。
- (11) 『三井事業史 資料篇三』三〇〇ページ。
- (12) 同右 三〇一ページ。
- (13) 三井文庫所蔵史料 追一七七七。
- (14) 同右 追一七六二。

#### 4 三井元方の資産・負債と財産額（明治二十七年—三〇年）

三井元方の各季の決算の記録は、先に第七表・第九表として掲げた明治二十七年下半年以後は、まとまった形では残されていない。ただ明治二十七年上半季以降、同三〇年下半季までの八期間については、「資産負債及財産額調査表」<sup>(1)</sup>によって、三井元方の財産状態をある程度まで知ることが出来る。この資料は、明治二十六年一月三十一日現在の調査を第壹号として同三〇年一月三十一日調の第九号まで、半年ごとに各季末現在での三井各社の資産・負債・財産額を調査したもので、三井元方は第二号（明治二十七年六月三〇日調）から、また第六号（同二十九年六月三〇日調）から三井地所部と三井工業部も登場している。この資料は、すでに安岡重明氏によって紹介されて詳細な分析が加えられているほか、<sup>(2)</sup>『三井事業史』資料篇三には、その第一号・第二号の二期分が収められている。<sup>(3)</sup>この資料については、作成された背景あるいは三井元方と各社との相互の関連、財産額の意味など検討を要する問題があるが、ここでは深く立入る余裕はない。<sup>(4)</sup>以下では、この財産調査表によって、三井元方の財産状態の変化をみることにしたい。

第一一表は、三井元方の「資産負債及財産額調査表」を表示したものである。この調査表では損益計算の部分は明らかでなく、負債の部に「財産額」が計上されていることを特色としている。調査表の第壹号には三井元方の調査は含まれていない。このうち明治二十七年の時期（第二号・第三号）は、「総勘定差引残高報告表」を表示した前掲第七表と重複しているが、この重複している時期について両者を対照してみると、総勘定差引残高報告表で貸付金として一括されているものは、この調査表では銀行・物産・鉱山・呉服店の四合名会社への出資金、工業部貸出、諸貸金とに分けられている。しかし地所部の仮資本金にあたるものは、ここではいまだ地所家屋勘定としてあつて独立してはいない。この項目は二八年一二月に地所部勘定、二九年一二月三一日には地所部資金と改められている。地所部資本金は二九年九月から二六五万円に定額となり、同年一二月二〇万円が増資された。地所部資金は、三〇年下季に急減している。これは、同年七月「地所部ニ於テ管理スル不動産ノ内三井銀行総長名義ニ相成居候分原価合計金壹百貳拾六万九千八百貳拾九銭貳厘ニテ三井銀行へ売戻シ、該代金同行へ約定預<sup>5</sup>ケ」としたもので、この金額はそのまま本表の同じ資産の部に預け金として記載されている。したがつて、この売戻しによつて、三井地所部の資本金は一六三万九千九百七〇銭八厘に減額（減額前の資本金は二九〇万円）したが、この売戻し分の不動産は三井銀行受託物件としてその後も引續いて地所部において管理していた。この理由は「三井銀行ニ於テ法律上脱税ノ嫌疑有之ヲ以テ形式上該勘定ヲ銀行帳簿ニ登載シタルモノニテ事実ニ於テハ依然当初ト異ルナシ」という。明治三十一年二月この三井銀行受託物件価額をふたたび地所部資本金に組入れる措置がとられ、地所部資本金は二九〇万円に回復<sup>6</sup>した。三井元方における位置づけは、地所部と比較して工業部の方がより独立性が強かつたように考えられる。

三井元方の資産の大部分は、三井諸事業への出資金（＝資本金）と不動産（＝地所部資産）がほとんどを占めている。これらの出資金は名目上各社の出資社員への貸付金の形式をとつたもので、これ以外の一般の貸付金はきわめて僅かであつ

28年12月31日 (第5号)	29年6月30日 (第6号)	29年12月31日 (第7号)	30年6月30日 (第8号)	30年12月31日 (第9号)
円	円	円	円	円
2,598,562.876	2,612,049.798			
2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000
2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000
1,000,000.000	1,000,000.000	1,000,000.000	1,000,000.000	1,000,000.000
250,000.000	250,000.000	250,000.000	500,000.000	500,000.000
		2,650,000.000	2,850,000.000	1,630,991.708
600,000.000	700,000.000	860,000.000	860,000.000	860,000.000
21,085.292	20,569.230	14,668.923	1,263,711.423	1,263,688.423
		293,804.657	78,751.284	1,269,008.292
14,981.656	2,981.656	2,981.656	2,981.656	13,912.866
			128,000.000	2,981.656
8,484,629.824	8,585,600.684	9,071,455.236	10,683,444.363	343,814.548
				10,884,397.493
116,400.000	144,300.000	191,300.000	221,718.500	242,718.500
			8,640.647	15,753.447
552,193.764	562,865.821	237,459.833	168,243.040	118,708.620
2,800.000	2,300.000	10,900.000	10,900.000	11,150.000
2,025,791.002	571,175.220			
26,677.886	204,212.930	589,267.212	880,504.530	656,619.180
				343,814.540
130,200.000	141,000.000	147,000.000	147,000.000	150,000.000
5,630,567.172	6,959,746.713	7,895,528.191	9,246,437.646	9,345,633.206
8,484,629.824	8,585,600.684	9,071,455.236	10,683,444.363	10,884,397.439

三井元方についての覚書（岩崎）

第11表 三井元方資産負債及財産額調査表

		明治27年 6月30日 (第2号)	27年12月31日 (第3号)	28年 6月30日 (第4号)
		円	円	円
資            産	地 所 勘 定	1,224,185.236		
	土 蔵・家 屋 勘 定	78,857.645		
	地 所 家 屋 勘 定		2,581,176.236	2,581,176.236
	三 井 銀 行 出 資	2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000
	三 井 鉱 山 会 社 出 資	2,000,000.000	2,000,000.000	2,000,000.000
	三 井 物 産 会 社 出 資	1,000,000.000	1,000,000.000	1,000,000.000
	三 井 呉 服 店 出 資	500,000.000	250,000.000	250,000.000
	三 井 地 所 部 出 資			
	三 井 工 業 部 貸 出		522,467.314	522,467.314
	貸 付 金	24,218.985	23,553.292	22,768.292
	預 け 金	1,601.994		
	雑 勘 定	7,409.324	2,981.656	
	所 有 物 勘 定	2,981.656		14,981.636
建 築 勘 定				
総 計	6,839,294.840	8,380,178.498	8,391,393.498	
負           債	予 備 積 立 金	51,200.000	69,000.000	95,800.000
	臨 時 賞 与 及 び 報 酬 積 立 金			
	預 り 金 勘 定	672,046.308	657,243.735	608,727.930
	身 元 保 証 金	15,580.000	15,150.000	3,100.000
	借 入 金 勘 定	725,000.000	2,125,791.002	2,025,791.002
	三 井 銀 行 当 座 借 越		14,574.465	113,892.189
	別 口 当 座 借 越 金			
	雑 勘 定		14,558.293	15,224.797
	支 払 未 済 予 備 積 立 及 歳 費 金	984.000	124,800.000	127,800.000
	財 産 額	5,277,028.532	5,399,061.003	5,401,097.580
総 計	6,839,254.840	8,380,178.498	8,391,393.498	

出所) 三井文庫所蔵史料 追845による。

第12表 三井銀行からの借入金

証書期日	金額	備考
明治27年11月6日	1,102,994.190 <sup>円</sup>	三井銀行より引継地所建物代金
“ 27年11月20日	275,367.314	芝浦・富岡・大嶼三工業所を三井銀行より引継代価
“ 27年12月27日	111,616.858	三井物産より引継地所建物代価
“ 27年12月27日	84,207.533	有楽町集会所を三井銀行より引継代価

出所)「戻り証書」(三井文庫所蔵史料 追1780)による。

た。なお、第一一表において明治三〇年上半季に貸付金が急増しているのは、次のような事情による。

明治三〇年一月一日、三井物産は「今般營業税法実施ニ付、積立金ハ資本金同様課税相成り候ニ付、当社ノ積立金ハ一時元方へ返付シ、更ニ無利息ヲ以テ右金額借用」することを願ひ、それまでの積立金一二五万円を一括三井元方へ納入した。<sup>7)</sup>この納入金は三井元方の積立金に繰入れられて、直ちに三井物産合名会社の營業資金として貸付けの手續きがとられた。したがって、第一一表にはこの金額が貸金として計上されているが、その後も三一年七月に一〇〇万円(三〇年上・下季、三一年上季分積立金)、三二年一月に三五万円(三一年下季分)、三二年七月三九万四二七円(三二年上季分)と引続き積立金が納入され、総額二九九万四二七円に達した。<sup>8)</sup>しかし、この納入金ハ營業資金貸付は税負担を軽減するための帳簿上の操作にすぎない。明治三三年二月にはこの納入金は三井物産へ返却され、ふたたび三井物産の積立金として復活している。<sup>9)</sup>

負債の項目で注目されるのは、借入金の動きである。二七年六月当時の借入金七二万五〇〇〇円は、三井鉱山合資会社設立のために明治二五年三井銀行より借入れた二〇〇万円の残金で、同年末にはさらに減少して四七万五〇〇〇円となっていた。しかし、地所部・工業部の新設にともなう、明治二七年一一・一二月に再び三井銀行借入金が増加している。この時の借入金は、第一二表に示すように四件で総額一五七万四一八四円となり、いずれも地所部・工業部に引き継ぐ土地・建物・諸工場の代価である。利率は年二

第13表 三井元方より三井銀行へ売却株式

日付	売買株数	買受価額	売却価額	売買差益
① 明治29年3月30日	日本銀行株 2,603株	500,241.937 <sup>円</sup>	780,900.000 <sup>円</sup>	280,658.064 <sup>円</sup>
② 29年4月8日	正金銀行株 615株 同 新株 2,184株 第一国立銀行株 9,460株 山陽鉄道会社株 17,999株	1,445,800.778	1,958,110.000	512,309.222
③ 29年6月22日	鐘淵紡績株式 24,682株 九州鉄道株式 8,525株 同 新株 12,914株 正金銀行旧株 450株 同 新株 1,044株 王子製紙株 4,513株 日本郵船株 3,387株 第一銀行株 9,190株	3,131,014.543	3,432,733.000	301,718.457
④ 29年6月25日		?	?	259,934.040
⑤ 29年8月7日		?	?	1,094,685.742
合計				1,936,996.303

出所) 三井文庫所蔵史料, 追1784, 追1785, 追1789 による。

分、期限は一カ年であったが、一九一二年二月には証書の書替えが行われてさらに一カ年延長された。

これらの借入金は、明治一九一一年中にすべて返済され、同年末に消滅している。その償却方法は、三井銀行所有の諸株

第14表 三井元方財産額の推移

	基本財産	積立金	別段積立金	利益金より編入額	合計額 (財産)	指数 (25年末=100)
明治25年下半季	—	3,361,183.865	—	—	3,361,183.865	100
26年上半季	—	3,361,183.865	—	61,771.424	3,422,955.289	102
下半季	15,400.000	3,819,774.043	—	61,976.469	3,997,150.512	116
27年上半季	30,800.000	5,179,837.772	—	66,390.760	5,277,028.532	157
下半季	47,200.000	5,228,436.415	—	83,424.588	5,359,061.003	159
28年上半季	68,000.000				5,401,057.580	161
下半季	89,300.000				5,630,567.172	168
29年上半季	111,000.000				6,959,746.713	207
下半季	134,500.000	7,376,531.304	286,000.000	98,496.887	7,895,528.191	235
30年上半季	159,000.000	8,700,031.304	286,000.000	101,406.32	9,246,487.646	275
下半季	183,500.000	8,773,531.304	286,000.000	102,601.902	9,345,633.206	278
31年上半季	208,500.000	8,848,531.304	286,000.000	101,437.819	9,444,469.114	281
下半季	233,500.000	10,281,997.554	243,000.000	102,949.140	10,861,440.694	323
32年上半季	258,500.000	11,075,908.380	718,076.690	103,850.770	12,156,335.840	362
下半季	284,400.000	11,547,835.900	282,000.000	110,209.580	12,224,444.480	364

出所) 三井文庫所蔵史料による。

注) 「当期利益金より編入額の内訳」は、基本財産編入、積立金編入、後季繰越金を合計したものである。

式を低価格で買入れ、直ちにこれを高価に売戻し、その差額を売買益金としてこれを三井銀行への返済にあてるという操作によっているのである。三井元方では明治二十九年三月一八日付で次のような回議が提出されている。<sup>(2)</sup>

三井銀行所有ノ低價諸株式ヲ買請ケ、而シテ同株式ハ更ニ売却シ、其差益金ハ三井銀行借入金口へ返済整理致度、且今後モ此振合



ヲ以徐々ニ整理致可然哉、御評議有之度候也

このような方法による株式の売買は、二九年三月を第一回として前後五回行われた。第一三表に示したように、その売買差益は総額一九三万余円に達している。三井銀行借入金の内、「無利足口」となっていた三井鉱山設立のための借入金の残金は、各社配当金などを充当することによって返済されたが、その一部と二七年の新規借入金は、この三井銀行保有株式の売買という帳簿上の操作によって二九年八月までに償却された。

さて以上のように三井元方の「資産負債及財産額調査表」について主なる項目の変化をみて来たが、借入金、当座借越高、諸預り金等を資産総額から控除した額が、この調査表では「財産額」として計上されている。なお、この財産額は、各期末における積立金、別段積立金、基本財産積立額、ならびに当期純益金の内から基本財産・積立金に編入する額、それに後期への繰越金等を合算した金額に見合うものでもある。したがって、調査表が存在している時期以外についても、この方法によって三井元方の財産額を算出することが可能となる。第一四表は、これによって得た「財産額」であるが、明治二五年末すなわち「新」三井組発足当時三三六万余円であった三井元方の財産額は、明治三二年末には約三・六倍の一三二二万円に増加している。この財産額はもとより三井元方のみ財産額を示しているにすぎない。

- (1) 三井文庫所蔵史料 追八四五。
- (2) 安岡重明「明治二十年代後半の三井諸企業の財産表」(『同志社大学商学部創立二〇周年記念論文集』一九六八年)、同「財閥形成史の研究」(ミネルヴァ書房 一九七〇年)。
- (3) 『三井事業史 資料篇三』二六六～二七七ページ。
- (4) 詳しくは安岡前掲書(四六二～四七四ページ)ならびに前掲『三井事業史 資料篇三』(解題)七三四ページを参照。
- (5) 七月九日付回議、「三井文庫所蔵史料 追一七九一」。
- (6) 「三井商店理事会議事録」(『三井事業史 資料篇四上』一四九ページ)。

(7) 三井文庫所蔵史料 物産一一九、「三井商店理事会議事録」(「三井事業史 資料篇四上」二五ページ)。

(8) 三井文庫所蔵史料 物産二二一—三。

(9) 二月二日付三井元方回議「三井物産会社請求納入金取消ト俱ニ貸金取消ノ件」(三井文庫所蔵史料 追一八〇五)。

(10) 三井文庫所蔵史料 追一七八四。

(11) 「資産負債及財産額調査表」による三井元方ならびに三井各社財産の総計は、安岡前掲書第五〇表(四七三ページ)を参照。

## 5 三井元方の資産と負債(明治三一年—三三年)

前項でみた「資産負債及財産額調査表」は、明治三〇年一月三十一日調の第九号をもって終り、以後の時期について三井元方の財産状態を系統的に明らかにする資料は見当らない。第一五表は明治三一年から三三年にいたる三井元方の「総勘定差引残高報告表」を表示したものである。この報告表は、三井元方重役会開催の都度、供覧書類として提出されたもので、いずれも期末の数字ではなく、各期の途中経過を示すものにすぎない。しかし、主なる勘定項目については、前掲調査表以後の変化をこれによって明らかにすることが出来る。

まず貸方からみることにしよう。「三井家憲第二章案」<sup>(1)</sup>では三井家同族の共同財産を基本財産、営業資金、積立金および分配金の四種に分けるが、このうち基本財産とは漸次不動産を購入して安定的資産とするもので、「如何ナル場合ト雖トモ之ヲ売買譲与シ又ハ抵当質入ト為スヲ許サズ」、<sup>(2)</sup>「災厄其他ノ事故ニ因リ其本財産ニ欠損ヲ生スルトキハ、営業資金又ハ積立金ヨリ之ヲ補充」する<sup>(2)</sup>という。其本財産は三井元方の純益金の一〇%を毎期積立てるもので、この積立は明治二六年上半季決算よりはじまった。しかし其本財産への編入額は毎季二万五〇〇〇円前後にすぎず、積立金額は<sup>(3)</sup>いまだ僅少である。

三井元方の各期の純益金は、一〇%が右の其本財産に編入されるほか、三〇%を積立金に、二〇%を予備積立金とし、残り四〇%が各家分配金にあてられる。予備積立金は分家、婚礼、住居建築、葬儀など「多額ノ費用ヲ要スル場合ニ当

第15表 三井元方総勘定差引残高報告表

		明治31年 1月17日	明治31年 7月14日	明治31年 12月26日	明治32年 7月10日	明治32年 12月21日	明治33年 6月15日
貸	基本財産勘定	183,500	208,500	233,500	258,500	284,400	311,900
	積立金	8,773,531	8,848,531	10,281,997	11,075,908	11,547,835	8,636,108
	予備積立金	242,718	269,718	259,218	254,218	232,318	118,318
	別段積立金	286,000	276,000	243,000	300,000	282,000	252,936
	臨時賞与及報酬積立金	15,753	25,773	36,693	50,592	62,872	78,359
	預り金勘定	129,521	124,539	135,507	164,490	203,344	121,719
	借入金勘定	—	—	—	—	—	—
	当座貸借勘定	550,540	368,049	443,704	—	—	—
	別口当座貸借勘定	294,788	296,693	339,435	196,360	257,575	47,713
	建築資金勘定	—	201,605	291,825	552,042	653,154	866,097
	雑勘定	91,564	69,190	—	53,289	—	2,127
方	損益勘定	50,000	95,213	292,891	50,000	310,773	—
	総損益	252,601	251,437	—	259,250	—	—
	前期繰越金	—	—	1,437	—	250	209
	合計	10,870,509	11,025,254	12,559,111	13,213,652	13,834,526	10,749,221
	借	地所部勘定	—	—	—	—	—
方	貸付金勘定	9,254,680	10,523,673	11,882,133	12,232,133	12,626,357	9,731,966
	預け金勘定	1,269,008	0	0	0	0	0
	当座貸借勘定	—	—	—	230,892	253,196	72,317
	建築掛勘定	343,814	498,299	631,260	747,402	910,730	913,811
	雑物勘定	—	—	8,919	—	12,616	—
	所有物勘定	2,981	2,981	3,004	3,154	3,154	3,154
	損益勘定	25	300	34,127	68	28,471	27,971
	合計	10,870,509	11,025,254	12,559,111	13,213,652	13,834,526	10,749,221

出所) 三井文庫所蔵史料 追1796,追1800,追1805による。

注) 本表では円未満は切り捨ててある。

リ其持分ヲ自家ノ用ニ支出」するもので、同族各家の持分にしたがって各家ごとに積立てられる。その支出は三井家族会の監督下におかれ、三井家共同財産の一部ではあるが、先の三井元方の財産額には含まれていない。

別段積立金勘定は、明治二八年五月より設けられた。五月二四日制定された「別段積立金及支出法」は次のとおりである。<sup>(5)</sup>

一、三井元方勘定中ニ別段積立金勘定ヲ設ク

巷、各三井合名会社々員ヨリ特ニ收入シタル利足又ハ特別ノ利益金ハ別段積立金勘定ヘ積立テ置ク

式、金壹万円以上ノ寄付金其他臨時支出金ハ別段積立金ヨリ支出ス

三、別段積立金ハ三拾万円ヲ超過シタルトキハ其超過シタル分ヲ積立金エ組込ムモノトス

別段積立金は右の規定によつて三〇万円を超えることはない。設定後間もない二九年八月には物産・鉱山・地所部から徴収した臨時配当金によつて九三万余円に達したため、この規定によつて三〇万円を残して超過額を積立金口へ振り替えている。<sup>(6)</sup> なお、別段積立金及支出法第二項の「金壹万円以上」とあるのは、明治三一年六月「金五千元以上」と改正された。<sup>(7)</sup>

明治二九年八月に三井銀行借入金を完済したあと、三井元方の借入金はなくなっているが、これに代つて三井銀行の当座借越が増加している。第一六表は三井銀行との当座借越契約の極度の変化をみたものであるが、二七年末に三万円ほどであった過振契約は二九年以後急速に増額され、また頻繁に改訂されている。なお別に当座貸借勘定は、駿河町本館新築に関する別途勘定の整理のため明治三〇年一月開設されたもので、三五万円を借越極度としている。

この当座貸借勘定は、明治三二年上半季以後貸越しに転じている。すなわち当座借越による三井銀行借入金は、明治三二年一月に償却されたが、この際四合名会社から償却資金として特別配当が徴収されている。まず三二年一月一七日

三井元方についての覚書（岩崎）

第16表 三井銀行当座借越契約の変化

改定年月日	借越極度約定額
明治 年 月 日	
27. 12. 22	年内に1万円前後の当座借越を三井銀行へ照会
28. 4. 22	当分の間、3万円を極度とする（約定）
28. 5. 3	極度3万円のところ、なお3万円増額する件を照会
28. 12. 26	極度10万円のところ、7万円を増額する件を約定
29. 4. 7	極度10万円をさらに20万円に増額する件を約定
29. 10. 1	極度20万円を25万円に改訂
29. 11. 26	極度25万円の外、別に極度10万円を約定
29. 12. 18	極度35万円のところ、更に25万円増額を約定
30. 3. 23	極度60万円のところ、更に20万円増額を約定
30. 5. 27	極度80万円のところ、更に10万円増額を約定
30. 11. 10	別途当座預金借越極度35万円を約定
30. 11. 10	借越極度を25万円減額

出所) 各季の「三井元方回議」「三井元方事務報告」による。

三井元方において「各商店臨時負担ノ件」が回議決定し、同月二〇日三井商店理事会の可決を経たあと、さらに翌日の三井家同族会において認可が確定した。<sup>(10)</sup>これは明治三十一年一月三十一日現在の当座借越額五万四千一百三十三円の償却を各店に分担させるもので、三井銀行三〇万円、三井鉱山・三井物産各一二万円、三井呉服店一万四千一百三十三円が割当てられた。<sup>(11)</sup>

次に借方についてみよう。第一五表によれば、借方のほとんどは貸付金勘定が占めている。貸付金勘定の内訳は三井四合名会社ならびに地所部・工業部への出資金である。明治三十一年一月各合名会社契約が改訂され、また地所部・工業部が廃止された。地所部は三井銀行に合併し、また工業部所属工業所のうち芝浦製作所は三井鉱山合資会社へ、新町・前橋両紡績所ならび富岡、大崎、名古屋、三重の各製糸所は合名会社三井呉服店へ合併された。これにともなって三井銀行資本金を五〇〇万円に、三井呉服店資本金は一〇〇万円に増額された。また工業部より三井鉱山へ引き継ぐ芝浦製作所固定資金二八万二〇三七円、呉服店へ引き継ぐ製糸所・紡績所資金八三万六四二九円の内五〇万円の増資額を超えた額は、それぞれ両社にたいする資本外貸金とされた。なお、この貸付金勘定には、三井物産会社

より納付された同社積立金が含まれている。三三年上季における貸付金の減額はこの納付金三〇〇万円が、三三年二月三井物産へ戻されたためである。

- (1) 三井文庫所蔵史料 別一九四六一二(三井事業史 資料篇三)所収。
- (2) 『三井事業史 資料篇三』一六六ページ。
- (3) 「三井組内規」第四条(『三井事業史 資料篇三』二〇二ページ)。
- (4) 「三井組積立金支出法」第二条(同右二〇四ページ)。
- (5) 三井文庫所蔵史料 追一七六一。
- (6) 同右 追一七八五。
- (7) 同右 追一七九五。
- (8) 同右 追一八〇〇。
- (9)(11) 「三井商店理事会議事録」(『三井事業史 資料篇四上』三六二ページ)。
- (10) 「三井家同族会議事要録」(『三井事業史 資料篇三』三二〇ページ)。

## 6 三井元方納入金について

以上のように、明治二六年以後三三年まで、すなわち三井家憲制定の直前の時期における三井元方の財産状態の推移を概観してきたが、最後に各営業部門から三井元方へ納入された利益配当金について見ておくことにしよう。

三井各社から三井元方へ納入された利益配当金は、第一七表に示される。三井元方へ納付された際の名称は、社員配当金<sup>1)</sup>あるいは「利息」など様々であるが、実質的には三井元方の出資資本金にたいする利益配当金であることには変わりはない。なお各合名会社の資本金は三井銀行二〇〇万円、三井物産一〇〇万円、三井鉾山二〇〇万円、三井呉服店五〇万円であったが、明治三十一年一月より三井銀行五〇〇万円、三井呉服店二五万円と改められた。物産・鉾山二社の資本金に変化はなかった。各社の利益配当金は、各季の損益には左右されず、この期間一定であり、むしろ資本金に

三井元方についての覚書（岩崎）

第17表 三井各社利益配当金（三井元方への割付金）

	銀行	物産	鉱山	呉服店	地所部	工業部	合計
明治26年上半季	80,000,000						80,000,000
26年下半季	80,000,000	40,000,000	90,000,000	20,000,000			230,000,000
27年上半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	20,000,000			250,000,000
27年下半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	20,000,000	33,276,484	4,503,124	287,779,608
28年上半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	10,000,000	44,865,709	21,598,116	306,463,825
28年下半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	?	50,604,870	27,500,000	308,104,870
29年上半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	10,000,000	47,478,336	27,500,000	314,978,336
29年下半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	10,000,000	43,458,102	32,447,123	315,905,225
30年上半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	15,438,350	42,875,770	21,500,000	309,814,120
30年下半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	20,000,000	28,395,830	21,500,000	299,895,830
31年上半季	80,000,000	50,000,000	100,000,000	20,000,000	45,313,390	21,500,000	316,713,339
31年下半季	130,000,000	50,000,000	100,000,000	15,400,000		10,750,000	306,150,000
32年上半季	130,000,000	50,000,000	100,000,000	32,500,000			312,500,000
32年下半季	130,000,000	50,000,000	100,000,000	40,000,000			320,000,000
33年上半季	150,000,000	50,000,000	110,000,000	50,000,000			390,000,000

出所) 三井文庫所蔵史料による。

対する利子としての性格が強い。前掲第九表でも明らかのように、三井元方の収入のほとんどは、この各社からの利益配当金収入に依存している。この収入を基礎として三井元方の損益計算が行われ、三井元方としての各季の純益金が算出される。この三井元方の純益金の分配率は、「三井元方規則」の第一七条ならびに「同族各家歳費會計監督法」によって規定され、純益金の一〇%を基本財産に編入、三〇%を積立金に積立て、二〇%を予備積立金とし、残り四〇%が

同族各家への分配金となる。同族各家は、この各家分配金の四分之三をもって経常歳費にあて、残る四分の一は準備積立金として三井元方に利付預けにされた。同族各家への歳費の分配や準備積立金・準備積立金の管理は、三井元方の重要な業務のひとつであった。各家がこれら各家積立金を利用する場合は三井家同族会の許可を必要とした。三井元方の各季純益金の配分は、第一八表のように行われている。

各社の三井元方への納入金としては、右の利益配当金のほか、重役賞与引当金ならびに駿河町聯合併用建築資金がある

第18表 三井元方の利益金分配

	純益金総額	基本財産編入	積立金	予備積立金	各派分配金	次季へ繰越
明治26年上半年	154,271.424	15,400.000	46,200.000	30,800.000	61,700.000	171.424
下半年	154,776.469	15,400.000	46,400.000	30,900.000	61,900.000	176.469
27年上半年	164,790.760	16,400.000	49,200.000	32,800.000	65,600.000	790.760
下半年	208,224.590	20,800.000	62,400.000	41,600.000	83,200.000	224.590
28年上半年	213,021.000	21,300.000	63,900.000	42,600.000	85,200.000	21.000
下半年	217,978.524	21,700.000	65,100.000	43,400.000	86,800.000	978.524
29年上半年	235,956.762	23,500.000	70,500.000	47,000.000	94,000.000	956.762
下半年	245,496.887	24,500.000	73,500.000	49,000.000	98,000.000	496.887
30年上半年	248,406.342	24,500.000	73,500.000	49,000.000	98,000.000	3,406.342
下半年	282,601.902	24,500.000	75,000.000	50,000.000	100,000.000	2,601.902
31年上半年	251,437.810	25,000.000	75,000.000	50,000.000	100,000.000	1,437.810
下半年	252,949.14	25,000.00	75,000.00	50,000.00	100,000.00	2,949.14
32年上半年	259,250.77	25,000.00	77,700.00	51,800.00	103,600.00	250.77
下半年	275,209.58	27,500.00	82,500.00	55,000.00	110,000.00	209.58

出所) 三井文庫所蔵史料による。



三井元方についての覚書（岩崎）

第19表 三井元方納入特別配当金

期 日	納 入 者	金 額
明治26年7月1日	三井銀行	500,000.000 <sup>円</sup>
“ 28年	三井物産会社	150,000.000
“ 29年7月21日	三井物産会社	300,000.000
“ 29年8月6日	三井鉱山会社	300,000.000
“ 29年9月28日	三井地所部	158,000.000
“ 32年1月23日	三井物産会社	120,000.000
“ 32年1月24日	三井鉱山会社	120,000.000
“ 32年1月24日	三井銀行	300,000.000
“ 32年1月25日	三井呉服店	14,613.690

出所) 三井文庫所蔵史料による。

った。重役賞与引当金は中上川・益田ら七名の理事にたいする賞与金を各社が分担支出するもので、明治二九年下季より各季純益金の一〇%を徴収した。建築資金もこれと同額で、東京駿河町の新館建築費に充てるため、明治三〇年下季より徴収を開始している。

このほか、第一七表に示された各季の利益配当金のほか、臨時に特別配当金が徴収された場合がある。例えば三井物産会社の場合、明治二八年一二月に一五万円を特別配当として三井元方へ納入しているが、これは三井物産会社の滞償償却準備積立金が所定の額を大はばに超過したため、その内一五万円を三井元方へ納入して元方積立金に編入するというものであった。<sup>(3)</sup>第一九表はこうした臨時配当を表示したものであるが、しかしこの特別配当は、三井銀行を合名会社に組織変更する際に同族以外の旧持株を買収してこれを三井銀行特別益金の名目で大元方に移した場合のように、帳簿上の操作にすぎないものであった。

(1) 『三井事業史 資料篇三』三二五ページ。

(2) 同右二〇四ページ。

(3) 三井文庫所蔵史料 追一七六九・物産一一六。

### 三 明治三一年の組織変更問題をめぐって

#### 1 三井商店理事会設立の背景

明治二九年七月一五日の三井家同族会では、同族会議長の交迭と、これにともなう三井家同族会規則の修正を決議した<sup>(1)</sup>。三井家同族会議長は創立以来「三井総領家ヲ以テ之ニ任ス」とされ、三井八郎右衛門(高棟)が就任していた。この地位は単に会議を主宰する議長というだけでなく、三井家一族の代表者としての性格を持っていた。この時の修正では、議長は総領家または本家中の年長者に資格を拡大し、三井八郎右衛門に代って三井高生が任命された。三井高生は伊皿子家第七代、明治二六年隠居したが、この時期三井家監査役会長の役にあり一族の最長老であった。三井高生の同族会議長就任のため、監査役会長の後任には三井高辰(新町家第八代、源右衛門、明治二五年隠居)が就任した。

三井高生は二九年八月三一日に開催された第二四回三井家同族会より議長をつとめた。同族会の会議録には「三井高生氏着任ニツキ、開場ノ際一場ノ演説アリ、別紙筆記ニ存置ス」と記されているが、この議長交迭の理由は明らかではない。しかしこの事件は、同年九月の三井商店理事会の設立を含めた一連の改革の動きと密接に関連していたことが考えられる。同年八月一四日付で三井元方総長三井八郎右衛門から、「各店将来營業方針之件ニ付両三日之内ニ井上伯邸へ集合ヲ為ス筈、其日時ハ確定次第御通知可申上候間、其節ハ御出席被下度、此段御心得迄内々申上置候」との通知が発せられ、なお翌日には重ねてこの集会有楽町三井集会所に変更して一七日に開会されることが通告されている<sup>(4)</sup>。

一七日に開かれた会議の様子は明らかではない。ここで注目したいのは、会議の開催を知らせる通知が、三井家の同族のほか西邑帛四郎、益田孝、中上川彦次郎、団琢磨、朝吹英二、高橋義雄の六名にあてて送られていることである<sup>(5)</sup>。なお上田安三郎は北海道へ出張のため通知は発送されなかった。この上田を加えた七名は、八月三一日付で三井商店

理事会員に選任されている。この時期、三井家同族会の同族以外の参列員には西邑・中上川・益田のほか木村正幹・今井友五郎・三野村利助・渋沢栄一がいたが、これ以後三井家の重要な事項は、前記七名の重役によって審議されることになる。三井商店理事会設立の際、重役の兼任を解いて、理事はそれぞれ一社を代表する措置がとられたが、以後これら七名の理事会員に、渡辺専次郎を加えた八名は、三井家全体の重役として待遇されることになるのである。<sup>(6)</sup> 明治二九年一月三〇日の三井家同族会では、次のような「三井各商店重役賞与内規」が可決された。<sup>(7)</sup>

三井各商店重役賞与内規

- 一、三井各商店毎半期純益金十分の一ノ金額ヲ一括シ各商店重役全体ノ毎半期賞与金ト為スベシ
  - 二、純益金トハ各商店当期ノ諸経費、損失償却金、消滅減損、補填金、支配人以下使用人賞与金、手当金、三井家監査役ノ給料及ヒ三井各商店理事会ノ経費ヲ引去リタル残金額ニシテ未ダ各商店規定ノ積立金及ビ社員配当金ヲ引去ラザル金額ヲ云フ
  - 三、各商店重役ノ賞与金ニ充ツベキ各商店毎半期純益金ノ十分ノ一ハ当期ノ損益決算結了シタル上各商店ヨリ之ヲ三井元方ニ納付シ、三井元方ニ於テ之ヲ一括総計シ、其全金額ヲ三井家同族会ノ議定シタル各商店重役各自ノ賞与定率ニ從ヒ各商店重役全体ニ配与スベシ
  - 四、此規定及ビ此規定ニ付属スル各商店重役各自ノ賞与定率ハ、三井家同族会ノ決議ヲ以テ何時ニテモ変更加除又ハ廃止スルコトヲ得
  - 五、此規定ハ明治二九年下半年期ヨリ施行ス
  - 六、従来施行ノ三井各商店重役賞与法ハ明治二九年上半年期限り廃止ス
  - 七、該賞与内規ハ方今取調中ニ属スル各商店組織並ニ三井同族家憲制定ノ時迄仮定ノ者トス
- この内規と同時に、三井各商店重役賞与金定率が決定している。<sup>(8)</sup> これは賞与金全体を一三五個の個数に割り、内一〇〇個を臨時賞与及報酬積金として積立て、残り一二七五個を八名の重役に分配するもので、益田・中上川が三五〇個、岡が一五〇個、上田・朝吹が一〇〇個、渡辺・高橋が七五個の比率であった。明治三〇年十一月、西邑の退任によって

波多野承五郎が跡を襲いでいる。この内規による重役賞与は毎季決算後各營業店から三井元方に納入され、三井元方において分配される。第二〇表は本内規制定以後における重役賞与引当金の元方納入額を示している。重役賞与引当金は

第20表 重役賞与引当金元方納入額

	銀行	物産	鉱山	呉服店	地所部	工業部	合計
明治29年下半季	47,172.207 <sup>円</sup>	31,688.880 <sup>円</sup>	26,892.914 <sup>円</sup>	4,672.073 <sup>円</sup>	4,828.678 <sup>円</sup>	3,553.164 <sup>円</sup>	118,807.916 <sup>円</sup>
” 30年上半季	47,920.170	33,907.400	11,728.000	3,032.090	4,763.980	—	101,351.640
” 30年下半季	54,503.010	49,926.330	19,582.000	5,197.849	6,311.000	3,162.049	137,782.220
” 31年上半季	54,815.650	58,171.740	32,431.000	2,972.478	5,652.000	—	154,042.860
” 31年下半季	61,778.050	49,071.320	77,171.000	3,808.060	—	650.240	192,478.670
” 32年上半季	44,149.120	67,738.970	48,444.000	8,518.000	—	—	168,850.090
” 32年下半季	60,255.420	76,678.160	43,494.000	32,415.910	—	—	212,843.490
” 33年上半季	53,125.855	39,850.467	34,392.000	17,691.760	—	—	145,660.082

出所) 三井文庫所蔵史料による

純益金に応じて算定されるため、資本金に比して利益金の多い三井物産の場合などでは、社員配当金を上回る場合も生じている。重役にたいするこの配当は「出資金にたいする資本配当にくらべても約六〇%にあたる巨額であり、利益金の分配からみた場合、使用人である重役たちは、資本所有者の三井家同族と共同経営者のごとき関係にあった」とみられるのである。<sup>(9)</sup>

さて、三井各商店重役賞与内規は、第七項に「方今取調中ニ属スル各商店組織並ニ三井同族家憲制定ノ時迄仮定」とすることを明記しているように、単に三井商店理事会の設立にともなうだけのものではなく、この時期に大はばな改革作業が進行していたことは明らかである。明治二六年に一部が施行された民法・商法は、その後全面的な修正が加えら

れて明治三十一年に施行される。したがって明治二十六年当時、修正を見越して組織の改正を極力少範囲にとどめていた三井家にとって、新たな民法・商法の施行に対応した家政と営業店組織の改革が必要とされたのである。そうした意味では、三井商店理事会の設置は、新たな改革の起点をなすものといえよう。三井商店理事会の発足と同時に、三井部内では、中断していた三井家憲制定の作業が再開され、また三井元方を法人化する問題が再検討されたのであった。改正案の作成にあたったのは穂積陳重と都筑馨六である。明治二十九年一月二日三井元方は、三井各商店にたいして現行の会社契約、営業規則、職務章程、重役会内規などの諸規則類の写を各二部宛提出させ、翌日これを取りまとめ穂積陳重と都筑馨六へ回送している。<sup>(10)</sup>これらが改正案作成の参考書類となったことはいままでもない。こうして、穂積・都筑両名を迎えて三井家営業組織改正案の検討が行われたのであった。

(1) 『三井事業史 資料篇三』 三〇九ページ。

(2) 同右 二八二ページ。

(3) 同右 三一〇ページ。

(4)(5)(10) 三井文庫所蔵史料 追一七八一。

(6) 渡辺専次郎は三井物産合名会社理事で当時ロンドン支店支配人であった。明治三十一年七月から九月にかけて帰朝滞在中三井商店理事会の臨時会員として出席している。

(7)(8) 三井文庫所蔵史料 追二〇一一。

(9) 松元宏「日本帝国主義成り立ちにおける財閥資本の形成」(歴史学研究 別冊特集『歴史における民族と民主主義』)一一七ページ。

## 2 合名会社契約改訂の諸案について

三井家の新たな事業組織の検討は、三井商店理事会設立後直ちに着手され、明治三十一年一〇月三井各社の合名会社契

約の改訂が実施された。この改訂は、修正された民法・商法の施行に対処するためのもので、ことに民法第三章（所有権）第三節共有の規定との関連が考慮されたものと考えられる。三井家の共有財産は非分割を原則とし、各同族はこれにたいする一定の持分を有するにすぎない。しかし「各共有者ノ持分ハ相均シキモノト推定ス」（民法第二五〇条）、「各共有者ハ何時ニテモ共有物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得」（同第二五六条）等の規定をたてに共有財産の分割を主張するよ  
うな事態が生じた場合、この法の効力を上まわる強制力によって非分割の原則を貫くための方法として同族を拘束する家憲の制定が必要であり、その前提として同族財産共有制を維持するための諸規定を、詳細にわたって作ることが要請された。また三井家共有財産を管理する三井元方をはじめ、三井家の所有する諸事業の全体をどのように支配・統轄するかの問題もあった。こうしたさまざまな問題がこの時期に検討されたものと思われる。そして、その焦点のひとつは、これまでと同じように、三井家共有財産を所有し、管理する機関をどのようなものとするか、にあったのである。この一連の改革作業は、明治三十一年一〇月の合名会社契約の改訂にひとまず帰着するのであるが、ここでも三井元方を法人化する問題は見送られ、次の時期の課題として残された。しかし、この実際に行われた改訂にいたるまでに、多くの興味ある内容のプランが検討されていた。紙幅の制約からこれらの改組案を詳しく紹介することは出来ないが、改訂の構想が変化する経過を簡単に辿ってみよう。

管見では、この時期に検討された改組案には次のものがある。

(1) 「合資会社三井組契約」（井上交付書類三四）

(2) 三都井諸会社案

(a) 「合資会社三都井組契約」（井上交付書類三五、追八四〇一一）

(b) 「合資会社三都井組営業規則」（井上交付書類三六、追八四〇一三）

(c) 「合資会社三都井組資本部内規」（井上交付書類四九甲、追八四〇一二）

- (d) 「合資会社三井銀行契約」（井上交付書類三七、追八四〇―一四）  
 (e) 「三都井物産合資会社契約」（井上交付書類五〇乙、追八四〇―一六）  
 (f) 「三都井鉱山合資会社契約」（井上交付書類五〇甲、追八四〇―一五）  
 (g) 「合資会社三都井呉服店契約」（追八四〇―一八）  
 (h) 「三都井工業合資会社契約」（井上交付書類五一、追八四〇―一七）
- (3) 「合資会社三都井組營業通則」（井上交付書類四九乙）  
 (4) (a) 「合名会社三井組契約」（井上交付書類四〇―一二）  
 (b) 「合名会社三井組營業通則」（井上交付書類四一）  
 (5) (a) 「合名会社三井組契約」（追一六七八一―五）  
 (b) 「合名会社三井組營業通則」（追一六七八一―六）  
 (c) 「合資会社三井銀行契約」（追一六七八一―七）  
 (d) 「三井物産合資会社契約」（追一六七八一―八）  
 (6) 「三井合名会社契約」（井上交付書類三三）  
 (7) 「三井合名会社契約」（井上交付書類二一五）
- (1) 「合資会社三井組契約」（井上交付書類三四）
- 会社契約改定の諸案のなかで、最も初期に作られたとみられるのが、この合資会社三井組契約案である。本資料は井上侯爵家に旧蔵されていたもので、青色二〇行野紙（無銘）に墨書、全体にわたって朱筆で修正が施されている。ただし朱書部分の加筆の様子から判断すると、井上馨のもとへ提出するために、原案と朱修正部分とをあわせて浄書した写本であることがわかる。料紙が三井部内で使われたものでないから、穂積陳重あるいは都筑馨六によって作られたものと推測しうる。この契約案が作られた時期は詳らかではないが、井上馨が都筑馨六へ送った次の書簡が、ひとつの手掛りを与えている。<sup>(1)</sup>

拜誦、佐藤氏進退之義ニ付而ハ御同感之至ニ御座候、何時も相談と有之候ハ、中正を不失様意見陳述之覚悟ニ御座候、陳亦今朝穂積氏ト三井合資会社草按落掌候、未タ了読を不得候、何卒同氏と被仰合、尋合御定被下候ハ、一集会可致候、先者貴答旁勿々拜復、

一月十日

馨

都築様

この書簡は年次を欠いている。しかし、穂積・都築による契約改正の検討が始められたのが明治二九年秋であることからみると、ひとまず明治三〇年と考えてよい。三一年とするには遅きにすぎることである。したがって、明治二九年末から三〇年初頭にかけての時期に、まず合資会社形態による三井組の改組案が成案していたとみてよい。ただ、井上の書簡にいう「三井合資会社草按」が本資料を指すのか、あるいは本資料の修正案である三都井諸会社案なのかに疑問が残る。

この「合資会社三井組契約」は、三井家共有財産の管理機関である三井元方を、合資会社の形態によって法人化しようとする案である。名称を合資会社「三井組」とし、「商業資本ノ貸付ヲ營業トシ、其利益ヲ収ムルヲ目的」とする。社員はもちろん三井家同族のみで、無限責任社員と有限責任社員からなり、無限責任社員中より業務担当社員を選挙してこれを社長とする。この契約には各社員の資本金総額に対する出資割合として、三井家共同財産に対する各同族の持分率が記載されるが、「社員ノ議決権ハ其出資額ノ多寡ト業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス総テ平等」とされた。

## (2) 三都井諸会社案について

右の「合資会社三井組契約」は、修正部分が朱で加筆されているが、井上侯爵家旧蔵書類の中には、この修正とはほとんど同じ内容の、もうひとつの「合資会社三井組契約」の草稿がある。この資料の表題と内容の「三井組」とある箇所は「都」の一字が朱で加えられて、「三都井組」と修正されている。本資料の表紙の肩には「第壹号」との朱書がある。そしてこれを第壹号として以下第七号にいたる七点の三都井諸会社の契約・規則案が作られている。これらはいずれも合



名会社三井銀行の野紙に墨書したもので、ただ、井上交付書類では第八号にあたる「合資会社三都井呉服店契約」は欠けているが、これら一連の三都井諸会社案には、別に莧蕪版刷りの異本が存在している。したがって、これらをあわせて考慮すれば、まず原案にあたる「合資会社三井組契約」が穂積・都筑らによって作られ、これに修正が加えられたあと、その修正三井組契約案を中心にし、またこれに準じた一連の三都井各社契約案が作成され、続いて三井部内での検討に供するためにこれら諸案が莧蕪版刷りにされたとみてよい。

これら三都井諸会社案による改組の要点は、次のとおりである。

- (一) 三井元方を法人化して合資会社三井組を設立する。
- (二) 銀行・物産・鉾山・呉服店四社は、いずれも合資会社に改める。
- (三) 三井元方所属の工業部を独立させて三都井工業合資会社を新設する。これら各合資会社は、いずれも社名に「三都井」を冠称する。
- (四) 地所部は合資会社三都井組に所属させる。このため合資会社三都井組は、「当会社ハ商業資本ノ貸付及ヒ不動産ノ賃貸ヲ營業トシ其利益ヲ収ムルヲ以テ目的」(傍点は筆者)とする。
- (五) 合資会社三井組には、地所部のほかに商業資金の貸付の業務を執行するために「資本部」を設ける。資本部・地所部はともに独立採算とする。

資本部については、次のような内規案が作られている。

合資会社三都井組資本部内規

- 第一条 商業資本ノ貸付ハ当分ノ内左ノ諸会社及ヒ其社員ニ限り之ヲ為スコトヲ得
  - 一、合資会社三都井銀行
  - 二、三都井物産合資会社
  - 三、三都井鉾山合資会社
- 四、三都井工業合資会社

五、合資会社三都井呉服店

第二条 各会社ニ対スル貸付金ノ額ハ左ノ定限ヲ超ユルコトヲ得ス

一、合資会社三都井銀行 金 円以内

二、三都井物産合資会社 金 円以内

三、三都井鉱山合資会社 金 円以内

四、三都井工業合資会社 金 円以内

五、合資会社三都井呉服店 金 円以内

第三条 各会社ノ社員ニ対スル貸付金ハ其会社ノ出資ヲ目的トスルモノニ限ル

第四条 前二条ノ範囲内ニ於テ貸付ヲ為サントスルトキハ、社長ハ予メ役員會議ニ提議シテ其議決ヲ經タル後チ總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第五条 貸付金ニ対スル利息ハ利息制限法ノ範囲内ニ於ケル最高率ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス、但シ役員會議ノ議決及ヒ總會ノ承認アルトキハ其利率ヲ低減スルコトヲ得

第六条 会社ノ營業ノ状況ニ依リ、先取特權ヲ保有スルノ利便ヲ認メタルトキハ、其会社ヲシテ担保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第七条 此内規ハ役員會議ノ議決及ヒ總會ノ承認アルニ非サレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

この一連の規則案で、社名を「三都井」とした理由は明らかでない。安岡重明氏は「旧商法によると、社名に社員の名氏を用いたときは、その社員は無限責任を負うとの定めがある(第一三九条)から、〈三井〉とせずに〈三都井〉と字を変え、有限責任制をとろうと試みたものと推察<sup>(3)</sup>されている。この「三都井」諸会社案を明治二五―六年の改組案のひとつとみたことは安岡氏の誤りであるが、旧商法第一三九条の規定との関連の指摘は注目すべき点であろう。旧商法における合資会社の規定には「商号ニハ社員ノ氏ヲ用フルコトヲ得ス、但無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス、又商号ニハ何レノ場合ニ於テモ合資会社ナル文字ヲ附ス可シ」、また「若シ商号ニ社員ノ氏ヲ用キタルトキハ其社員ノ此力為メ当然会社ノ義務ニ対シテ無限ノ責任ヲ負フ」とある(第一三九条)。したがって、無限責任を回避するために、三井の氏を用い

ることをやめて、「三都井」としたというのが安岡氏の推定である。しかし、「合資会社三（都）井組契約」ならびに他の六社の契約案とも、いずれも社員は無限社員と有限社員とからなっており、結果的には三井家は第三者に対して無限責任を負うことは明らかである。ただ、三井の氏を用いないことによって、全員が無限責任社員となることは避けられる。結果としては、同族全員が出資社員となったとしても、明治二十六年の改組の際と同じように、<sup>(4)</sup>当該社の無限責任社員を、同族のうちの一部だけにとどめ、三井家全体に無限責任を負わせることを避ける方法も可能となるのである。

(3) 「合資会社三都井組営業通則」（井上交付書類四九乙）

しかし、明治三二年施行された修正商法では、旧商法一三九条の規定は消滅している。したがって、無限責任を回避するための理由としてあえて「三都井」と称する必要は失なわれたはずである。三都井諸会社案は、商法修正案の内容の詳細が明らかにならない、比較的初期に作られた草案であったと推察しうる。事実、前述した三都井諸会社案を修正したこの営業通則案では、三都井の「都」を抹消し、ふたたび三井に戻っている。

この営業通則案に対応する三井組契約案が作られていたと思われるが、これは現存していない。本案は前記三都井諸会社案を修正した次の段階の改組案であるが、これによれば、三井組は本部のほか、鉱山部・工業部・呉服部・地所部からなっている。つまり銀行・物産以外の事業をすべて合資会社三井組に吸収合併する構想であるが、各部は独立採算制をとり、社長・取締役・各部支配人を以て組織する役員会議によって重要な事項を決するというものであった。これらの諸案の存在は、明治二十九年にはじまる改組作業がまず合資会社案の検討から始められ、しかも三井事業組織全体の再編成が意図されていたことを示している。

(4) (a) 「合名会社三井組契約」（井上交付書類四〇一―二）

(b) 「合名会社三井組営業通則」（井上交付書類四一）

右の営業通則案には、全体にわたって朱筆による加筆訂正がある。そして、その修正案と同一の内容で、表題を合名会社と変えたものがこの営業通則案で、(a)はこれに対応する三井組の契約案である、(a)(b)ともに用紙は(3)と同じものを使用している。改組案が、ここにおいて合資会社案から合名会社案に転じたことを示している。

この「合名会社三井組契約」によれば、「当会社ハ合名会社ノ法制ニ從ヒテ之ヲ組織(第一条)シ、「各社員ハ第三者ニ對シテ無限責任ヲ負(第十条)トウ。また、当会社の事業目的は次に掲げる四項で(第三条)、本部・鉱山部・工業部・呉服部・地所部の五部に分けて各々その営業規則に従って事業に従事する。

一、鉱山事業

二、機械製作、生糸製造、絹糸及ヒ絹屑紡績ノ事業

三、呉服類販売、裁縫染織並ニ絹紡績糸ノ製造販売ノ事業

四、地所ノ売買及ヒ賃貸ノ事業

(5) (a) 「合名会社三井組契約」(追一六七八一五)

(b) 「合名会社三井組営業通則」(追一六七八一六)

(c) 「合資会社三井銀行契約」(追一六七八一七)

(d) 「三井物産合資会社契約」(追一六七八一八)

(4)の契約案に若干の修正が施されたあと作られた契約案がこれである。この資料は、いずれも莖蕪版で印刷されていることから、三井部内の会議に提出されたものと考えられる。この案では三井組は合名会社の組織であるが、銀行、物産両社については三都井諸会社案の時とは同様な合資会社の形態をとることが考えられていた。すなわち銀行・物産両事業を合資会社とし、それ以外の事業をすべて三井組に一括統合しようとする構想であった。

(6) 「三井合名会社契約」（井上交付書類二一五）

前記[5]の(a)(b)の文書には、全体に朱筆の訂正が加えられ、表題も「三井合名会社契約」、「三井合名会社営業通則」と改められた。むしろ[5](a)(b)の資料は、修正部分を明示することを目的として作られた書類とみられ、この修正部分には多くの興味ある問題が含まれている。修正案では、合資会社として別組織であった銀行・物産両社をも銀行部・物産部として吸収し、資本金総額一五〇〇万円（のち二〇〇〇万円に増額）の単一の会社を設立する構想となり、その名称も「三井合名会社」と改められた。したがって新会社の組織は本部および六営業部となり、銀行部五〇〇万円、物産部二五〇万円、鉱山部三〇〇万円、工業部八五万円、呉服部六五万円、地所部三〇〇万円の営業資本金の配分が考えられている。

[6]の契約案は、このような[5]の修正部分を全面的にとり入れて、改めて葛藤版によって印刷したものである。以下にその主なる条文を掲げよう。

三井合名会社契約

第一章 総則

第一条 当会社ハ合名会社ノ法制ニ從ヒテ之ヲ組織ス

第二条 当会社ハ三井合名会社ト称ス

第三条 当会社ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一、銀行事業

二、物産売買・外国貿易・漁業及ヒ運送ノ事業

三、鉱山事業

四、機械製作・生糸製造及ヒ紡績ノ事業

五、呉服類販売・裁縫及ヒ染織ノ事業

六、地所建物ノ賃貸及ヒ倉庫ノ事業

第四條 当会社ニ本部及ヒ左ノ營業部ヲ置キ營業規則ニ從ヒテ各其業務ニ從事ス

- 一、銀行部
- 二、物産部
- 三、鉱山部
- 四、工業部
- 五、呉服部
- 六、地所部

第五條 当会社ノ營業所ハ東京市日本橋区新右工門町十六番地ニ本店ヲ置キ必要ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設ク

第六條 当会社ノ存立期間ハ、此契約締結ノ日ヨリ滿五十年トス、但期間滿了前六ヶ月内ニ於テ社員中ヨリ反対ノ申出ナキトキ

ハ、此契約ハ五十年間之ヲ更新シタルモノトス、爾後期間滿了後契約更新ノ手續亦同シ

期間滿了前反对ノ申出ヲ為シタル者アルトキハ、營業期間ノ更新ハ總會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム、但此決議ニ不服アル者ハ更新後一ヶ月以内ニ退社ヲ為スコトヲ得

#### 第二章 資本金

第七條 当会社ノ資本金總額ハ貳千万円トス、但總會ノ決議ヲ以テ之ヲ増加スルコトヲ妨ケス

資本金總額ハ、総社員ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ減少スルコトヲ得ス

第八條 各社員ハ資本金ノ總額ニ対シ左ノ通り分担出資ス

金四百六拾万円	三井八郎右衛門	金七拾八万円	三井復太郎
金貳百三拾万円	三井元之助	金七拾八万円	三井守之助
金貳百三拾万円	三井源右衛門	金七拾八万円	三井武之助
金貳百三拾万円	三井高保	金七拾八万円	三井養之助
金貳百三拾万円	三井八郎次郎	金七拾八万円	三井得右衛門
金貳百三拾万円	三井三郎助		

各社員ノ持分ハ前項ニ掲ケタル金額ノ割合ニ依ル

第九條 当会社ノ資本金中五百万円ヲ以テ銀行部ノ資本ニ充ツ、但總會ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ妨ケス

#### 第三章 社員ノ權利義務 (略)

#### 第四章 役員

第二十二條 社員中互選ヲ以テ一名ノ業務担当社員ヲ定メ、之ヲ三井合名会社総長トス

第二十三条 総長ハ当会社ヲ代表シ、此契約及ヒ總會ノ決議ニ從ヒ一切ノ業務施行ノ責ニ任ス、但重大ナル事項ハ豫メ重役會議ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第二十四条 総長ハ營業規則ノ定ムル所ニ從ヒ代務ノ委任及ヒ解任ヲ為スコトヲ得

第二十五条 当会社各營業部ニ部長及ヒ理事ヲ置ク

第二十六条 部長及ヒ理事ハ総長ノ命ヲ受ケ其部ノ事務ヲ掌理ス

第二十七条 当会社ニ監査役ヲ置ク

第二十八条 監査役ハ当会社ノ業務ノ施行及ヒ會計並ニ財産ノ状況ヲ監査スルモノトス

第二十九条 部長・理事及ヒ監査ノ選任又ハ解任ハ總會ノ議決ニ依ル、但社員外ノ者ヲ選任スルコトヲ妨ケス

第三十条 当会社ノ重役會議ハ総長・部長及ヒ理事ヲ以テ之ヲ組織ス

（第五章社員總會、第六章會計、第七章附則 略）

この契約案は、明治二九年にはじまる改革作業の、ひとつの到達点を示すものであった。三井商店理事会の「日誌」<sup>(5)</sup>には、明治三一年六月一三日の条に「三井合名会社契約及營業通則の件ニ付臨時相談会アリ、來会者元方総長、銀行総長、鉦山会社々々長、理事七名ノ外穂積陳重及都筑馨六両氏モ臨席アリ、午前十時半ヨリ午後六時ニ至ル」と記されてある。本資料が、この日討議された議案であったとみてよいであろう。したがってこのことは、明治三一年六月の時点で、本資料に示されたような、すべての事業を一社に統合した三井合名会社設立案が考慮されていたことを示している。

しかし、これから間もない九月以降になると、三井合名会社設立案は廃棄され、急転してふたたび各合名会社契約の部分的手直しとでもいうべき小規模の改組案に戻ってしまうのであった。三一年九月から一〇月にかけて会社契約改訂に関連する記事を三井商店理事会の「日誌」<sup>(6)</sup>によってみよう。

（九月一六日）「有楽町集会所ニ於テ会社契約取調ノ為メ、井上伯、穂積陳重、都筑馨六及三井高保四氏ノ会合アリタリ」

(九月一九日)「有楽町集会所ニ於テ去十六日会合ノ都合ニ依リ、尚本日モ井上伯、穂積陳重、都筑馨六及三井高保四氏ノ会合アリ」

(九月二八日)「有楽町集会所ニ於テ都筑馨六及穂積陳重氏ノ会合アリ」

(二〇月一日)「三井諸会社契約案別冊之通修正いたし候間、再度乍御手数數二部ツ、御謄写之上、一部ハ井上伯、他ノ一部ハ都筑君へ御送付拜願仕度、原案ハ小生迄御返還被下度」(穂積より商店理事会書記成瀬隆藏宛書簡)

(二〇月五日)「会社契約印刷ノ為メ居残りヲナシ、銀行活版職工徹夜ヲナサシメ印刷セリ」

(二〇月六日)「印刷セシ会社契約四冊ツ、北家当主、小石川家当主、中上川理事及益田理事ニ送付シ、且七日右契約相談有之ニ付集会所へ出向ノ件申通ス、但穂積陳重・都筑馨六両氏ニハ同上ノ件ヲ元方総長ヨリ通知セリ」

(二〇月七日)「午前九時ヨリ集会所ニ於テ会社契約相談会アリ、来会者井上伯、穂積陳重、都筑馨六、北家当主、小石川家当主、益田理事、中上川理事及成瀬書記ノ八名」

会社の契約の改訂は、このときすでにほぼ合意に達していたとみてよいであろう。このあと一〇月二日、同一四日の三井商店理事会を経て、同年一〇月二四日の三井家同族会において「合名会社三井銀行、三井物産合名会社、三井鉱山合名会社及ヒ合名会社三井呉服店契約案」は可決された。<sup>(9)</sup>「三井商店理事会議事録」は改訂の要点を次のように記している。<sup>(10)</sup>

#### 一 会社契約改定ノ件

本契約ハ井上伯主トナリ、都筑馨六、穂積陳重両氏伯ヲ助ケテ専ラ執筆シ起稿セシヲ本会ヨリ提出シタルモノニシテ、本契約ノ現行契約ト大ニ異ナル点ハ左ノ如シ

- 一 従来銀行、物産、鉱山、呉服店ノ四会社及ヒ個人名義ナル地所部、工業部ノ二部ノ処、本契約ニテハ地所部ノ事業ヲ銀行ニ、工業部事業ノ内機械製作業ヲ鉱山ニ、製糸紡績業ヲ呉服店ニ併合シ、猶他日ヲ慮リ織物業ノ一項ヲ加ヘ以テ四会社トセリ
- 一 右ノ結果銀行契約第三条当会社ノ目的ハ銀行業務ヲ営ムニアリノ次ニ「本業務ノ外当会社ハ地所建物ノ売買及賃貸并ニ倉庫業ニ関スル業務ニ従事ス」ノ一項ヲ加ヘ、鉱山第三条当会社ノ目的ハ鉱山事業ノ下ニ「及ヒ機械製作ニ従事スルニ在リ」ヲ



加へ、呉服店第三条呉服類販売及ヒ裁縫染織ノ事業ノ次ニ「製糸紡績及ヒ織物ノ事業」ノ一項ヲ加ヘタリ、而シテ物産第三条当会社ノ目的ハ物品販売業、仲立業、運送業、代弁業、倉庫業及ヒ北海道漁業ニ従事スルニアリト改定セリ

一従来各会社々員ハ三名乃至五名ツ、ナリシカ、本契約ニ於テハ四会社共三井一家ヲ以テ社員トナセリ

一銀行資本金ハ金四百万円ヲ増加シテ金六百万円、内金五百万円ヲ以テ銀行業ノ資本トシ、物産ハ従来ノ如ク金壹百万円、鉦山亦金貳百万円、呉服店ハ金五拾万円ヲ増加シテ金壹百万円ト定メリ

一右資本総額ノ出資分担ハ総領家千分ノ二百三十、本家各千分ノ百十五、連家各千分ノ三十九ノ割合ナリ

一四会社トモニ新ニ監査役ニ名ヲ置キ、社員中ヨリ選任スルコト

(1) 三井文庫所蔵史料 W・四一三九三。

(2) 安岡重明『財閥形成史の研究』三九四ページ。

(3) 同右 三七九・三九九ページ。

(4) 同右 四〇二〜四〇五ページ。

(5) 三井文庫所蔵史料 追一八三九。

(6) この当時三井元方総長は三井八郎右衛門（高棟）、銀行総長三井高保、鉦山社長三井三郎助（高景）で、理事は中上川、益田、団、上田、波多野、朝吹、高橋の七名であった。

(7) 三井文庫所蔵史料 追一八四〇。

(8) 同右 追一九二四。

(9)(10) 『三井事業史 資料篇四上』二九三・二九五ページ。

(11) 『三井事業史 資料篇三』三一八ページ。

### おわりに

明治三一年の改組は、三井家憲を施行するための「地ならし」の意味を持っていた。しかし、三井元方を法人化する問題は見送られ、また家憲施行の際元方は三井家同族会事務局に改組されたが、三井家共有財産の所有主体を制度的に

確立する問題は、将来の課題として持ち越された。その後においても、三井家同族会あるいは同族会事務局を法人とすることが検討され、明治三十六年六月一七日の第二回管理部会では益田専務理事が発議した「同族会ヲ法人トナスノ件」を「可然ト決シ」<sup>(1)</sup>、ついで同年七月二四日の第三回管理部会でも「同族会事務局規則ニ改正ヲ加ヘ資産部ヲ設クルノ件」を可決している。<sup>(2)</sup>しかし、これらが実施された確証はなく、依然「同族会所属財産ニシテ法律上同族会名義ヲ以テ所有シ得サル物ハ、或ハ営業店ニ付記シ、或ハ同族ノ名義トシ、同族会自ラ之ヲ管掌セサル有様」<sup>(3)</sup>が続いたのであった。明治四〇年六月管理部長三井三郎助、同副部長益田孝らの一行は欧米視察の途にのぼり、帰国後益田孝の意見書にもとずいて明治四二年一月漸く三井合名会社の設立を見るのであった。本稿でとりあげた明治三十一年の改組諸案は、こうした長期間にわたる試行錯誤の過程を示すものであった。益田孝らが欧米視察に出発する直前の時期である明治三九年から四〇年にかけて、三井部内では秘かに三井合名会社設立の構想が検討されていた。この時の改組案は、明治三十一年に日の目を見ずに廃案となった「三井合名会社契約案」を出発点としていたことが注目される。すなわちこのことは、明治三十一年当時における改組作業の最終的段階での「三井合名会社」設立の構想は、その後においてもなお、ひとつの可能性のある改組案として命脈を保っていたことを意味してしよう。

明治二十九年九月にはじまり三十二年一〇月にいたる合名会社契約改定問題の中心課題は、三井資本集中の核となって三井家共有財産の所有と管理にあたる機関Ⅱ三井元方を再編強化することにあつた。そしてそれは、一方での三井家の事業活動の全面にわたって営業の方針を審議決定する機関Ⅱ三井商店理事会の設立に対応する動きであつたことは明らかである。このことは三井家が、明治二〇年代後半以後多角的事業体として急速な展開をとげた事業の経営と所有とを一元的に統轄する機関の確立を、本格的にめざしはじめたことを意味するものであつた。

三井元方についての覚書（岩崎）

- (2)(3) 同右 三一九ページ。
- (4) 益田孝の欧米出張復命書ならびに意見書は『三井事業史 資料篇三』に収録されている。
- (5) 三井文庫所蔵史料 井上交付書類第二七冊。